

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【事業年度】	第7期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	株式会社ネットプロテクションズホールディングス
【英訳名】	Net Protections Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 紳
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町四丁目2番地6
【電話番号】	03-4530-9235
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 渡邊 一治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町四丁目2番地6
【電話番号】	03-4530-9235
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 渡邊 一治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

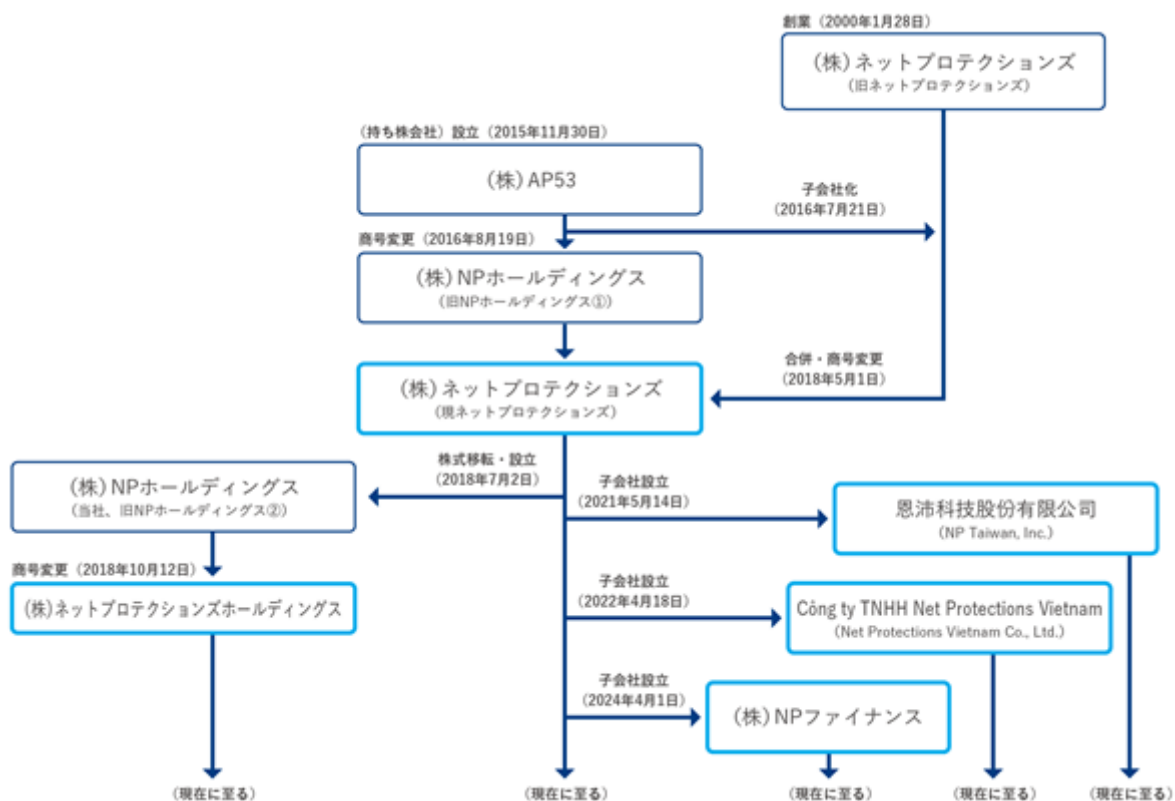
第1【企業の概況】

(はじめに)

当社は「NP後払い」等のBNPL (Buy Now Pay Later) 決済サービスを提供する株式会社ネットプロテクションズを中心とした企業グループの経営管理を行う持株会社です。

当グループ事業の祖業は、2000年1月の株式会社ネットプロテクションズ(旧ネットプロテクションズ)の設立を端緒としています。2015年11月に株式会社アドバンテッジパートナーズにより純投資を目的として設立された株式会社AP53(旧NPホールディングス、現ネットプロテクションズ)が、2016年7月に旧ネットプロテクションズを子会社化後、2018年5月に旧ネットプロテクションズを吸収合併する形で、その事業を承継しています。その後、2018年7月に現ネットプロテクションズを完全子会社とした株式移転により、当社(旧NPホールディングス、現株式会社ネットプロテクションズホールディングス)が設立されています。その後2018年10月に社名を「株式会社ネットプロテクションズホールディングス」に変更しています。また、現ネットプロテクションズの子会社として、2021年5月に台湾に恩沛科技股份有限公司(NP Taiwan, Inc.)を、2022年4月にベトナムにCông ty TNHH Net Protections Vietnam(Net Protections Vietnam Co., Ltd.)を、2024年4月に株式会社NPファイナンスを設立しています。

以上の経緯を図示すると以下のようになります。



1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益 (百万円)	18,106	18,665	19,330	20,844	23,032
税引前利益又は税引前損失 () (百万円)	873	630	527	820	2,139
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 () (百万円)	574	235	443	828	1,350
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益 (百万円)	574	270	409	714	1,307
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	10,509	18,642	18,369	17,704	19,169
総資産額 (百万円)	44,920	53,037	55,404	60,279	70,848
1株当たり親会社所有者帰 属持分 (円)	99.78	192.56	188.11	180.77	192.76
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失() (円)	7.26	2.62	4.59	8.55	13.86
希薄化後1株当たり当期利 益又は当期損失() (円)	6.68	2.55	4.59	8.55	13.73
親会社所有者帰属持分比率 (%)	23.40	35.15	33.16	29.37	27.06
親会社所有者帰属持分当期 利益率 (%)	7.21	1.26	2.40	4.59	7.32
株価収益率 (倍)	-	270.61	-	-	34.42
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	6,349	951	2,629	1,931	6,567
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	894	767	1,765	1,760	1,506
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,893	3,625	2,841	75	1,209
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	8,304	12,119	10,564	10,810	17,039
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	190 (97)	221 (107)	291 (127)	333 (110)	336 (117)

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS会計基準」という。)により作成しています。

2. 第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。

3. 第5期及び第6期の株価収益率については、親会社の所有者に帰属する当期損失であるため記載していません。

4. 2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の割合で株式分割を行っていますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益又は当期損失及び希薄化後1株当たり当期利益又は当期損失を算出しています。

5. 当社は、2021年12月15日に東京証券取引所市場第一部に上場したため、第4期の希薄化後1株当たり当期利益は、新規上場日から第4期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	180	180	659	586	528
経常利益又は経常損失 () (百万円)	50	371	366	258	219
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	50	345	402	175	150
資本金 (百万円)	100	4,095	4,113	4,134	4,213
発行済株式総数					
普通株式 (株)	85,285	96,447,000	96,825,287	97,287,285	99,306,627
A種優先株式	2,000,000	-	-	-	-
純資産額 (百万円)	11,107	16,555	16,994	17,212	17,520
総資産額 (百万円)	11,190	16,636	17,166	17,403	17,581
1株当たり純資産額 (円)	106.79	171.63	175.49	176.90	176.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	0.64	3.84	4.16	1.81	1.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	4.08	1.79	1.53
自己資本比率 (%)	98.49	99.50	98.98	98.89	99.64
自己資本利益率 (%)	-	-	2.40	1.03	0.87
株価収益率 (倍)	-	-	127.73	125.76	307.93
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	7 (-)	6 (-)	13 (-)	14 (-)	16 (-)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	- (-)	- (-)	75.0 (102.9)	32.2 (142.2)	67.3 (136.6)
最高株価 (円)	-	1,600	910	552	568
最低株価 (円)	-	506	355	152	150

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの第3期は当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第3期及び第4期は1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 自己資本利益率については、第3期及び第4期は当期純損失が計上されているため、記載を省略しています。

4. 株価収益率については、第3期は当社株式が非上場であるため、また、第3期及び第4期は当期純損失が計上されているため記載していません。

5. 当社は、2021年7月26日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年8月2日付で自己株式として取得しています。また、当社が取得したA種優先株式は、2021年8月2日付で会社法第178条に基づき全て消却しています。

- 6 . 2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の割合で株式分割を行っていますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しています。
- 7 . 2021年12月15日付をもって東京証券取引所市場第一部に株式を上場しましたので、第2期から第4期の株主総利回り及び比較指標については記載していません。第5期から第7期の株主総利回り及び比較指標は、第4期末を基準として算定しています。
- 8 . 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものです。当社は、2021年12月15日付をもって同取引所に株式を上場しましたので、それ以前の株価については記載していません。

2【沿革】

当社グループは、2000年1月28日にEC（電子商取引）における新しい標準を創造することを目的に設立された株式会社ネットプロテクションズ（旧ネットプロテクションズ）を前身とし、2015年11月に設立された株式会社AP53（現ネットプロテクションズ）が、2016年7月に旧ネットプロテクションズを子会社化後、2018年5月1日に旧ネットプロテクションズを吸収合併する形で、その事業を承継しています。その後、2018年7月2日に現ネットプロテクションズを完全子会社とした株式移転により、当社が設立されています。そこで、以下では旧ネットプロテクションズの設立から、現在に至るまでの当社グループの沿革を記載しています。

2000年1月	ECに新しい標準を創造することを目的として、株式会社ネットプロテクションズ（旧ネットプロテクションズ）を設立
2002年3月	BtoCの通販事業者向けのBNPL決済サービスとして、「NP後払い」サービスの提供開始
2005年4月	財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマークの使用許可を受ける
2006年8月	注文情報の登録を自動化する「NPコネクトライト」サービスの提供開始
2007年6月	注文情報及び配送伝票番号の登録を自動化する「NPコネクトプロ」サービスの提供開始
2007年11月	商品と別送であった請求書を商品に同封することを可能とした「NP後払いwiz」サービスの提供開始
2011年4月	BtoB取引向けBNPL決済サービスとして、「NP掛け払い」サービスの提供開始
2013年9月	ポイントプログラムの提供開始
2015年7月	BtoCのサービス向けBNPL決済サービスとして「NP後払いair」サービスの提供開始
2015年11月	株式会社AP53の設立
2016年7月	株式会社AP53が、旧ネットプロテクションズを子会社化
2016年8月	株式会社AP53が、株式会社NPホールディングス（旧NPホールディングス）に商号変更
2017年4月	「NP掛け払い」累計購入企業数が100万社を突破
2017年6月	BtoC向けの会員制BNPL決済サービス「atone」サービスの提供開始
2018年3月	初の海外事業所となる台湾オフィス（日商恩沛股份有限公司）を設立
2018年5月	旧NPホールディングスが、旧ネットプロテクションズを吸収合併し、株式会社ネットプロテクションズ（現ネットプロテクションズ）に商号変更
	関西エリアにおける営業と既存加盟店サポートの強化のため、京都府に関西オフィスを設立
	「atone」における実店舗向けQRコード決済を提供開始
2018年7月	現ネットプロテクションズを完全子会社とする株式移転により、当社、株式会社NPホールディングス（旧NPホールディングス）が設立
2018年8月	BtoC台湾向けBNPL決済「AFTEE」サービス提供開始
2018年10月	旧NPホールディングスが、株式会社ネットプロテクションズホールディングスに商号変更
2019年3月	情報セキュリティにおける国際標準規格「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を取得
	九州エリアにおける営業と既存加盟店サポートの強化のため、福岡オフィスを設立
2021年2月	株式会社ジェーシービーを引受先とする第三者割当増資を実施
2021年5月	台湾における現地法人化に伴う営業強化を目的に、株式会社ネットプロテクションズの子会社として、台湾に恩沛科技股份有限公司（NP Taiwan, Inc.）を設立
2021年6月	株式会社ネットプロテクションズより恩沛科技股份有限公司（NP Taiwan, Inc.）に対して、BtoC海外向けBNPL決済「AFTEE」事業を譲渡
2021年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
	ベトナムにおける事業開始準備のため、株式会社ネットプロテクションズの子会社として、ベトナムにCông ty TNHH Net Protections Vietnam (Net Protections Vietnam Co., Ltd.) を設立
2023年5月	中国・四国エリアにおける関西エリアにおける営業と既存加盟店サポートの強化のため、四国サテライトオフィス設立
2023年6月	株式会社ネットプロテクションズの子会社であるCông ty TNHH Net Protections Vietnam (Net Protections Vietnam Co., Ltd.) でBtoC海外向けBNPL決済「AFTEE」サービスの提供開始
2024年4月	日本国内におけるレンディングサービスの事業化を目的に、株式会社ネットプロテクションズの子会社として、株式会社NPファイナンスを設立
2024年10月	株式会社ネットプロテクションズの子会社である株式会社NPファイナンスで、オンラインレンディングサービス「NPハンディレンディング」の提供開始

3【事業の内容】

当連結会計年度末現在において、当社グループは純粋持株会社である当社（株式会社ネットプロテクションズホールディングス）、連結子会社4社（株式会社ネットプロテクションズ、株式会社NPファイナンス、恩沛科技股份有限公司（NP Taiwan, Inc.）、Công ty TNHH Net Protections Vietnam（Net Protections Vietnam Co., Ltd.））の計5社で構成されています。

「第1 企業の概況（はじめに）」に記載の通り、当社グループは2000年1月に設立した旧ネットプロテクションズ（旧商号：株式会社ネットプロテクションズ）が2002年より開始したBNPL（Buy Now Pay Later：後払い）決済サービスを提供する決済ソリューション事業を単一の報告セグメントとしています。

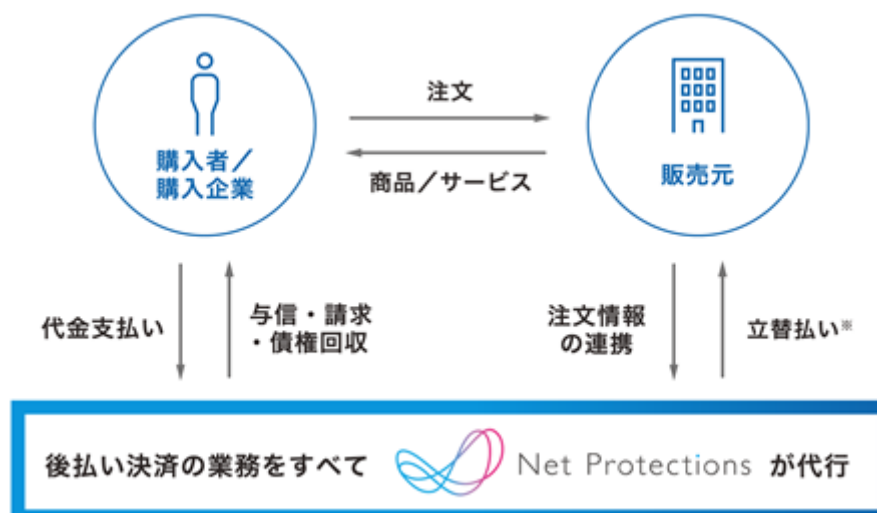
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメントの名称	主要な事業内容	地域	会社名
決済ソリューション事業	BtoC取引向けサービス 「NP後払い」「atone」「NP後払いair」	日本	株式会社ネットプロテクションズ
	BtoC取引向けサービス 「AFTEE」	台湾	NP Taiwan, Inc.
		ベトナム	Net Protections Vietnam Co., Ltd.
	BtoB取引向けサービス 「NP掛け払い」	日本	株式会社ネットプロテクションズ 株式会社NPファイナンス

<決済ソリューション事業>

2002年より日本で初めての信用リスク保証型のBNPL決済サービスを提供しています。その特徴は、顧客が一連の決済関連業務をワンストップでアウトソースできることにあります。決済関連業務には与信審査、請求書発行、入金確認/消込、督促/回収、貸倒対応があり、それぞれの業務に専門事業者が存在しますが、当社グループが提供するサービスはこれら全ての機能を包含しています。また、BNPL決済サービスの総合プロバイダーとして、個人、法人、EC、対面販売など取引形態を問わずBNPL決済サービスをご利用いただけるよう、当社グループでは複数サービスを提供しています。これらのサービスの概要は以下の通りです。





[各サービスに共通するスキーム]



当社所定の審査を通過した取引が対象です。審査通過後においても、当該取引に関して加盟店と購入者または購入企業間に紛争が生じ、速やかに解決ができず、又はその恐れがあると当社が判断したときその他当社が提供するサービスの加盟店規約所定の事由がある取引は、対象外となります。

主体	当社グループの提供するサービスの仕組み及び各取引主体の享受するメリット
購入者/購入企業	購入商品の到着・サービスの提供を受けた後、当社グループから発送される請求書を用い、コンビニエンスストア・銀行・郵便局・口座振替等様々な手段で支払えます。商品着荷・受取及びサービス享受後に支払いを行うため、商品が届かない、破損している等の商品トラブルを避けることができます。
販売元	出荷・役務などの提供後、当社グループより売買代金から手数料を控除した額を受け取ります。これにより、購入者/購入企業に対する信用リスクを負うことなく確実に代金を回収できます。当社グループの提供するサービスの導入に伴い、決済手段としてBNPL決済サービスを希望する購入者/購入企業からの新規注文及び新規顧客の増加が期待できます。なお、一部の取引については、購入者/購入企業が当社グループに支払いを行う前に、当社グループより販売元に立替払いを行うことで、販売元における販売代金の早期回収にも寄与しています。
当社グループ	出荷・役務提供等の取引成立を条件に購入者の信用を確認の上で、売買代金を販売元に支払うことで債権を買い取り、その後購入者/購入企業より代金を回収します。債権の額面に対し所定の手数料率を掛けて算出される取引手数料及び請求書発行手数料等を販売元から受領し、営業収益として計上します。

[サービスごとの概要]

サービス名称	サービス概要
BtoC取引向けサービス	
	<p>BtoC取引のECを対象にしたBNPL決済サービスです。</p> <p>クレジットカード情報のような固有の番号や、事前の会員登録が不要で、氏名・住所・電話番号等といった商品配送に必要な基本的な情報のみでBNPL決済サービスを利用できます。請求は取引の都度行われます。</p> <p>クレジットカード情報の漏洩、不正利用の防止、請求書に伴う都度支払いによる使い過ぎの防止、クレジットカード情報の入力を不要とすることによる決済手続きの手間の解消などを理由に「NP後払い」が支持され、決済手段として選択されています。</p>
	<p>BtoC取引を対象にスマートフォンを活用した会員制のBNPL決済サービスです。</p> <p>購入者が自身の保有するスマートフォン等で無料の会員登録をすることで、EC及び実店舗にてキャッシュレスでの売買（BNPL決済）が可能になります。請求は月締めで、翌月にまとめて支払うことが可能です。また、利用額に応じたポイントを付与しており、atoneでの次の買い物の値引きに利用できます。</p> <p>会員登録により購入者への信用判断が精緻化されるため、サービス・デジタルコンテンツといったこれまで「NP後払い」では取り扱ってこなかった非物販商家へのサービス提供が可能となっています。</p>
	<p>水道・ガスの修理、ハウスクリーニングなど、訪問型のBtoC役務サービスを対象としたBNPL決済サービスです。</p> <p>購入者は、サービスを受けた後日に代金を支払うことができるため、当日の現金準備が不要となります。</p> <p>また、現金のやりとりや管理が一切不要で、請求・督促業務も代行するため、販売元企業の負担が減り、現場スタッフや経理が本業に集中できる環境を整えられるなど、全国の企業における請求業務のDX化推進に寄与します。</p>
	<p>BtoC取引を対象にスマートフォンを活用したBNPL決済サービスで、2018年8月より台湾で、2023年6月よりベトナムで展開しています。「NP後払い」と「atone」から得られたノウハウをもとにローカライズしたBNPL決済サービスです。</p>

BtoB取引向けサービス



企業間取引における少額債権を主対象とした掛け払い決済です。
事前手続き不要で未締め翌月末払いといった企業間の商習慣に合わせた決済が可能になります。

本サービスの導入により、販売元企業は与信、請求書発行、入金確認、督促といった請求関連業務をアウトソースすることができ、更に未回収リスクを低減できます。

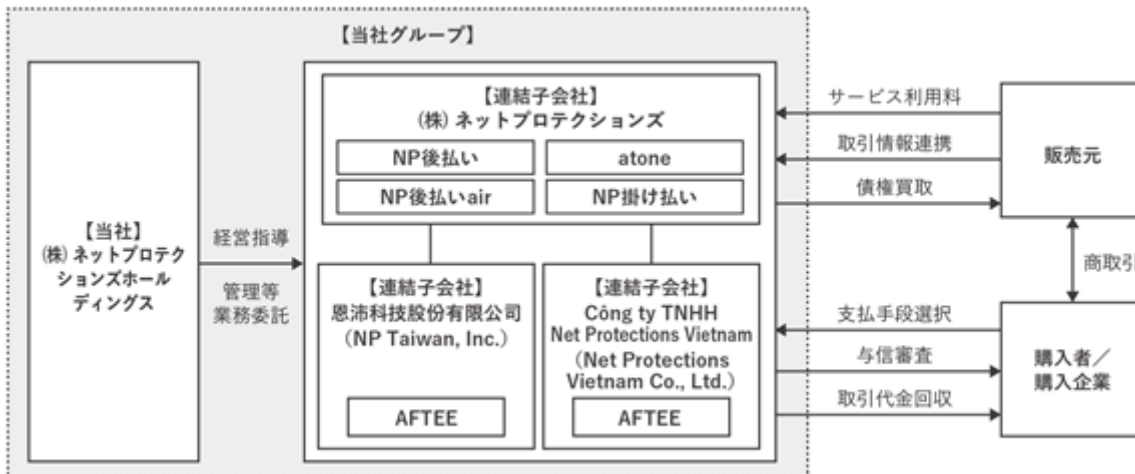
購入企業にとっては、事前手続き不要で締め支払が可能になる上、ペーパーレスにも対応していることによりDX化推進に寄与します。

近年の少子化の進展による労働力人口の減少、働き方改革・テレワーク普及等によるDX化・業務効率化の必要性が増していることに加え、事業拡大に伴い決済業務の効率化が重視される傾向が高まり、決済サービス等のアウトソース活用ニーズは益々拡大するものと考えています。

また、連結子会社であるNPファイナンスでは、「NP掛け払い」の購入企業を対象に、オンライン・レンディングサービス「NPハンディレンディング」を提供しています。

< 事業系統図 >

当社グループの事業の系統図は、以下の通りです。



連結子会社である株式会社NPファイナンスは、株式会社ネットプロテクションズが提供する「NP掛け払い」サービスの購入企業を対象にサービスを提供しています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株ネットプロテクションズ (注)2.	東京都 千代田区	100百万円	決済ソリューション事業	100	当社からの経営指導 経理業務等の業務委託 出向者受入 役員の兼任あり
株NPファイナンス	東京都 千代田区	100百万円	決済ソリューション事業	100 (100)	経理業務等の業務委託 出向者受入 役員の兼任あり
恩沛科技股份有限公司 (NP Taiwan, Inc.) (注)2.	台北市 台湾	529百万 台湾ドル	決済ソリューション事業	94.12 (94.12)	経理業務等の業務委託 出向者受入 役員の兼任あり
Công ty TNHH Net Protections Vietnam (Net Protections Vietnam Co., Ltd.)	ベトナム ホーチミン	24,000百万 ドン	決済ソリューション事業	100 (100)	経理業務等の業務委託 出向者受入

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

2. 特定子会社に該当しています。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 株式会社ネットプロテクションズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。しかし、当該子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の連結売上収益に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載は省略しています。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
決済ソリューション事業	292	(97)
全社(共通)	44	(20)
合計	336	(117)

(注)1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
16	37.4	1.9	10,186,166

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	16
合計	16

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)です。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

4. 臨時雇用者は存在しません。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しているものと認識しています。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)(以下、女性活躍推進法)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)(以下、育児介護休業法)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)2.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注)3.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)4.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株式会社ネットプロテクションズ	22.1	100.0	83.8	85.4	124.5

(注)1. 女性活躍推進法に基づき公表している株式会社ネットプロテクションズのみ記載しています。

2. 管理職に占める女性労働者の割合について、管理職は等級がバンド3以上の者を指します。

3. 男性労働者の育児休業取得率は育児介護休業法の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出しています。

4. 労働者の男女の賃金の差異は女性活躍推進法に基づき算出しています。パート・有期社員については、正社員の所定労働時間で換算した人員数をもとに平均年間賃金を算出しています。

5. 労働者の男女の賃金の差異について、報酬体系は男女同一のものを適用しているため、差分は等級構成に起因するものです。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営理念

当社グループは、「つぎのアタリマエをつくる」をミッションに、事業及び組織の両面で革新的な仕組みを作り、それを広げていくことを目指しています。具体的には、事業面ではBNPL決済ソリューションを提供することで、関わる全てのステークホルダーが「手間」なく「信用リスク」なく商取引を実現できるように貢献しています。組織面では当社グループ従業員の成長、モチベーションの維持及びパフォーマンスの向上を目的として、従業員個々人が自律的に役割を考え業務遂行する「ティール組織」を採用し、現場担当者の意見を尊重した意思決定の実現を図っています。

(2) 中期経営計画

当社グループは2024年5月に「中期経営計画（2025年3月期 - 2027年3月期）」を策定していますが、通期の実績及び経営環境の変化を反映し、毎年ローリング方式で次期からはじまる3カ年の中期経営計画を策定することとしています。

「中期経営計画（2025年3月期 - 2027年3月期）」で掲げていた目標である2027年3月期営業利益20億円を当連結会計年度において突破したことを受け、2025年5月に策定した「中期経営計画（2026年3月期 - 2028年3月期）」においては、今後の更なる成長を目指し、目標とする経営数値を以下の通り最新化しました。

財務ポリシー

- ・28/3期のGMV 1兆円超、営業利益40億円
- ・3カ年の営業利益 CAGR（年平均成長率）25%

事業別ポートフォリオ

- ・BtoCは「NP後払い」を安定収益事業としつつ、「atone」のCAGR50～55%を計画。
- ・BtoB「NP掛け払い」では、CAGR25～30%を計画。

販管費ポリシー

- ・販管費の総額は、年間5億円程度の増加を基本方針としつつ、利益計画の進捗状況に応じて調整を行う。
- ・業務と取引の拡大に伴い、人件費や業務委託費は増加するが、いずれもGMV成長に対しては緩やかになる見込み。
- ・マーケティング費用の投下は、成長に資する施策を中心に、規律を持って行う。
- ・極端に開発費を投じる施策は想定していない。保守・運用費用はGMV成長に対して緩やかに増加する見込み。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループの決済ソリューション事業のビジネスフローは、当社サービス利用による取扱高（GMV）と加盟店ごとに設定された手数料率に基づく収益計上、購入者からの代金回収に大別されます。そのため、当社の経営上の重要指標はそれぞれ、取扱高、購入者による未払い率となっており、社内では各数値を継続的に確認しています。

(4) 経営環境

当社グループは、BtoC取引向けサービスである「NP後払い」、「NP後払いair」、「atone」及び「AFTEE」並びに、BtoB取引向けサービスである「NP掛け払い」のサービスを提供しています。

「NP後払い」ではEC市場、「atone」ではEC市場及び対面店舗市場、「NP後払いair」では住宅設備機器修理、リフォームなどの訪問型役務サービス市場、「AFTEE」では海外市場、「NP掛け払い」ではBtoB市場全般を対象市場としており、当社グループはこれらサービスにより、幅広い市場にアプローチすることが可能です。

(5) 優先的に対処すべき課題

当社グループは、上記に記載の各サービス構築及び普及を目指し、下記の課題に全社一体となって取り組んでまいります。

収益基盤の拡大

積み上げ型のビジネスを展開する当社グループにとって、加盟店の獲得及びサービスの稼働促進を実現し、収益基盤を拡大させることは、業容の拡大を目指す上で継続的かつ重要な課題です。各サービスの進捗及び今後の注力課題は以下の通りです。

- ・NP後払い他

「NP後払い他」は当社グループで最も利益貢献の大きいBtoC事業です。2025年3月期では、与信改善に加え、購入者への延滞事務手数料の加算を開始したことで更に安定的に利益を創出することができる体制となりました。

今後は、この状態を維持しつつ、「NP後払い」にて通販各社の自社後払いからの切替の他、「AFTEE」にて海外市場の開拓、「NP後払いair」にて住宅設備機器修理、リフォーム、家電修理、ガス機器販売、家事代行、ハウスクリーニングなど様々な業界に対応した請求業務のDX化の推進に貢献することを目指し、柔軟な決済サービスの開発や、加盟店の拡大に努めます。

・ atone

「atone」は、BtoC事業におけるGMVの成長ドライバーと位置づけており、EC物販市場に加えて、デジタルコンテンツなどのEC非物販市場や実店舗市場でのBNPL決済ニーズの獲得に注力し、サービスを展開しています。バーチャルカード機能、会員登録なしで利用可能な「つど後払い」機能、ショップ・キャンペーン・ポイントの三つの情報を集約したポータルサイト「atone shops」など、継続的に利用者及び利用シーンの拡大に注力してまいりました。2026年3月期は、ポイント還元率がより高く、分割払いも利用可能な「atoneプラス」の正式リリースを予定している他、新規加盟店にとってサービスの導入障壁を下げることでECプラットフォームへのシステム連携等を行うことで効率的に新規加盟店の獲得を進めてまいります。

・ NP掛け払い

BtoB取引向けサービスである「NP掛け払い」は、EC事業者、卸売り・業務用販売商品を取り扱う事業者、大手企業からITベンチャーなど様々な業種・規模のBtoB決済での様々なニーズに応えられる決済サービスの構築に注力してきました。その結果、現在の「NP掛け払い」は、加盟店それぞれの月次締め日及び支払日に対応できるソリューションを提供しています。2025年3月期においては、労働人口減少という構造的な問題や働き方改革などの潮流により、回収リスクも含めて請求関連業務を一気通貫で扱える「NP掛け払い」に対するニーズが強まり、リード案件及び加盟店の獲得が加速しました。

2026年3月期においても、この状況を追い風とし、戦略的な営業やサービス開発を行って大手企業からの受注を獲得することでGMVを成長させていきます。

独自与信システムの深化

当社グループでは、少額決済に特化した独自の与信システムを構築してきました。過去から蓄積した膨大な取引データの活用及び各事業で得たノウハウを相互に取り入れることでより優れた与信モデルを生み出すことが可能となり、高い与信通過率と低い未回収（貸倒れ）率を両立しています。今後も、高い与信通過率、低い未回収率を維持しつつ、与信精度向上を図り、様々な業種業態に最適な与信を行えるよう、継続した改善を加えてまいります。

セキュリティ及びガバナンスの強化

当社グループは、提供サービスを通じて個人情報をはじめとした重要な情報資産を多く取り扱っているため、情報セキュリティ及びガバナンスの強化が重要であると考えています。現在においても、情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理するなど情報保護については万全の注意を払っていますが、今後も社内教育・研修の実施の他、システムの強化・整備を実施してまいります。

人材の高度化

当社グループは、高いサービス品質を維持・向上させながら各事業領域での成長を目指すべく、人材の高度化に注力しています。今後もティール組織の実践企業として、社員が自分らしく働ける文化や風土を実現しながら、多岐にわたる経歴をもつ優秀な人材を積極的に採用し事業成長速度を加速させてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能な社会の実現に貢献するための体制構築が重要であると認識しています。当社グループでは、リスク管理委員会において、サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク等を検討しています。リスク管理委員会については、「第4提出会社の状況4(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。また、必要に応じて、当社グループを横断したチーム及び外部専門家にて検討を深め、サステナビリティ施策の有効性及び実効性を担保します。

(2) 方針・戦略

当社グループは、「つぎのアタリマエをつくる」会社として、2001年より他社に先駆けて後払い決済事業を開始し、進めてまいりました。後払い決済の本質は、当社が間に立つことで、売り手と買い手双方の信用を底上げすることにあり、お互いが信頼しあえると、商取引に関わる様々な摩擦や非効率といった歪みは大きく減少します。当社グループは、幅広く信用を創造する力を磨き続けることで、Eコマースの決済だけではなく、企業間及び海外までその対象を広げています。

また、事業を進めていく過程で、社内の歪みを減らすことにも向き合い続け、結果として階層のないティール型組織を実現しています。縦の役職がなく組織間の軋轢も少ないため、個々人は自身の進みたい方向に進むことができます。自己実現が尊重される環境によって、従業員のエネルギーが最大化され、最終的に事業推進の原動力につながっています。

こういった歪みのない組織を土台としながら、お互いが信頼しあえるなめらかな社会の実現に、今後も全力を尽くしてまいります。

気候変動に係る方針・戦略

当社グループにおける、気候変動に関する方針・戦略は、以下の通りです。当社グループは、「すべてのステークホルダーと真摯に向き合う」という組織規範を掲げて、顧客・株主・パートナー、従業員に対して真心を持ち真剣に向き合う組織を目指しており、ステークホルダーが暮らす地球自体もステークホルダーとして捉え、地球環境に対しても真心をもって向き合いたいと考えています。そのため、ステークホルダーである地球環境に悪影響を与える可能性のある気候変動が重要であると認識しています。

また、当社グループはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に基づき、気候変動に関する適切な情報開示を行ってまいります。

人的資本に係る方針・戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針・戦略は、以下の通りです。

当社グループは、社会に提供するサービス、顧客・パートナーとの関係性、組織づくりにおいて摩擦や非効率と向き合い、歪みのない状態を理想に掲げ、実現することで持続的な社会貢献を果たしていきたいと考えています。

そのために、誠実で変革志向のWillを持つ人材を採用し、各人に対して、全体最適、長期視点を持てるように成長を支援しています。また、そのような人材が自律的に役割を考え、柔軟にコラボレーションできるように、階層がなく、組織間の軋轢も少ない環境を生み出しています。このような環境・組織だからこそ、各人のエネルギーが最大化され、事業推進の原動力となっていると考えています。

また、従業員のライフステージの変化とキャリアの両立を支え、本人の意思次第で平等に機会を得ることができるよう環境を整備してまいります。そのため、ライフステージの変化とキャリアの両立の指標として「育児休業からの復職率」、機会の平等の指標として「女性管理職比率」を設定しています。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスク管理委員会において、サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク等を検討しています。当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスクの把握、評価、目標の設定及び対策の策定を行っています。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いています。

指標	目標	実績(当連結会計年度)
育児休業からの復職率(注)2.	2026年3月期まで90.0%を維持	100.0%
女性管理職比率(注)3.	2026年3月期まで15.0%以上を維持	22.1%

(注)1. 数値は株式会社ネットプロテクションズのみ。

2. 男性及び女性の従業員(臨時雇用者を除く)を母数として割合を算出しています。

3. 管理職に占める女性労働者の割合について、管理職は等級がバンド3以上の者を指します。

(5) 人的資本に係る具体的な取り組み

当社グループ(恩沛科技股份有限公司(NP Taiwan, Inc.)及びCông ty TNHH Net Protections Vietnam(Net Protections Vietnam Co., Ltd.)を除く)の人的資本に係る具体的な取組内容及び実績は、以下の通りです。

採用・成長支援

従業員が個人の特性や希望に合わせた自己実現を、仕事を通じて果たしていくことこそが、各人の業務へのモチベーション、ひいては当社グループとしての経営成績の最大化を図る上で最適であると考えています。当社グループは、「自律・分散・協調」を実現するティール型組織を土台として、「つぎのアタリマエをつくる」人材を成長支援していきます。

イ. 採用

経営の根幹に関わる採用活動を人事部門に閉じず、当社グループ全体の半数以上の従業員(臨時雇用者を除く。以下同様。)が従事しています。MVV(Mission /Vision /Value)が深く浸透しているため、価値観合致度の高い人材の採用を実現しています。

当該領域に関する当連結事業年度の実績は、以下の通りです。

- ・直近3年以内に入社した新卒在籍率 87.6%(注)1
- ・採用に携わった従業員の割合 69.1%(注)2

(注)1. 2022年3月31日から2025年3月31日までに入社した新卒従業員の2025年3月31日時点での在籍率

2. 2025年3月31日時点の在籍従業員に占める割合

ロ. 育成

新入従業員に各種スキル体得のため約半年間の研修を実施し、ITスキル研修を全員が履修します。また、継続的な学びの支援や機会提供も実施しています。

当該領域に関する当事業年度の取組みは、以下の通りです。

- ・出向(配属部署とは異なる部署でのOJT)
- ・必要な研修やセミナーの受講や資格取得に関わる費用の会社負担に係る福利厚生

ハ. ビジョンシート

自分の将来像、携わりたい分野、異動希望等を全従業員(臨時雇用者を除く。)が記入し、全従業員に公開する「ビジョンシート」制度を実施し、志向性に応じた配属環境を実現しています。例年30%以上の異動希望が、半年以内に実現しています。

自律・分散・協調型のティール型組織

従業員の長期的な成長、幸福を実現し、高いパフォーマンスを発揮するために、心理的安全性の醸成と相互成長支援を促進しています。また、個々人の役割を部署や役職で定義しないことで、全従業員が全体最適、長期視点を志向して、柔軟に意思決定・事業推進することができると考えています。なお、ティール型組織とは、意思決定に関する権限や責任を管理職から個々の従業員に移譲することで、マネージャーやリーダーといった役割・上司や部下といった概念をなくし、「組織の目的」を実現するために共鳴しながら行動をとる組織のことを指します。

イ．人事評価制度Natura

マネージャー制度を廃止した人事評価制度「Natura」によって、年次や役職に関係なく意見を尊重した意思決定を実現しています。

当該領域に関する当事業年度の取組みは、以下の通りです。

- ・360°評価
- ・成長支援を目的とした定期面談

ロ．流動的な人財配置

拠点設立や新規事業立案等、全社運営に関わる業務に主体的に参加できるWG（ワーキンググループ）制度を実施し、柔軟なコラボレーションを促進しています。

当該領域に関する当事業年度の実績は、以下の通りです。

- ・WG数：10（注）

（注）2025年3月31日時点

ハ．社内交流

部署や年次にとらわれない関係性づくりを支援する「ファミリー」制度や、組織づくりの土台をつくる半期ごとの社員総会及び社内報を実施しています。

当該領域に関する当事業年度の取組みは、以下の通りです。

- ・「ファミリー」制度として無作為に部署・年次を混合した5名程度のグループを作り、交流を支援する
- ・MVV浸透やコミュニケーション促進のための社内報の発行

全ての人のポテンシャルを引き出す包括的な環境づくり

国籍・性別・年齢・価値観・障がいの有無、ライフスタイルの違い等にとらわれず、全ての人が自己実現と社会貢献のために個々の持つポテンシャルを引き出す包括的な環境づくりに取り組んでいます。

イ．フラットな組織

国籍・性別・年齢・価値観・障がいの有無等、様々な属性を持つ人財が活躍する上で障壁となる要素を取り除くため、以下の施策に取り組んでいます。

- ・DE&I関連研修実施
- ・非日本語話者の支援
- ・各種相談窓口の設置

ロ．フレキシブルな働き方

ライフスタイルや働き方が多様化する中で、個人や組織の力を発揮しやすいように、場所や時間にとらわれず柔軟に働ける環境、制度づくりに取り組んでいます。

当該領域に関する当事業年度の取組みは、以下の通りです。

- ・働く時間に関する支援（フレックスタイム制及び、時短勤務制度の実施等）
- ・働く場所に関する支援（フルリモートの許可制の導入、サテライトオフィスサービスの利用等）
- ・仕事と育児の両立支援（産休・育休関連制度等）

ハ．情報取得のしやすい環境

成果・成長・幸福を追求するために、業務に必要な情報の取得がしやすい環境を構築しています。

当該領域に関する当事業年度の取組みは、以下の通りです。

- ・各種コミュニケーションツールの活用
- ・オフサイトでの合宿の実施

当社ではこれらの領域に継続的に取り組むと共に、指標及び目標を継続して検討してまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

経済環境、特にEC市場の成長鈍化リスク

当社グループの提供する決済サービスは、BtoC及びBtoBそれぞれにおける経済活動に付随するものです。従って、国内を中心とした経済活動が停滞する場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社サービスのうち特に「NP後払い」はECを対象としたサービスです。今後、EC関連法規の改正等によりEC市場の成長が鈍化した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

BNPL決済市場の成長鈍化リスク

当社グループの提供する決済サービスは「後払い」を強みとしたものであり、販売元には販売代金の早期回収を、購入者には購入代金支払いタイミングの長期化を提供することで、商流の活性化を促していると認識しています。一方で決済手段には、従来の現金決済、プリペイド方式及びデビットカード等の消費者がすぐ取引プロセスを完了できる方法や、クレジットカード及びQRコード決済等の消費者が支払いを先延ばしにできる方法が存在し、BNPL決済は両方の方法での競争に直面し続けることとなります。当社グループの提供するサービスは上述の通り、購入者は商品到着後、内容を確認してから代金を支払えるため、商品に係るトラブルを避けることができ、販売元はその購入者ニーズを満たすことで新規注文及び追加注文等を期待できるため、売上拡大に寄与します。この観点から、当社グループの提供するサービスは、購入者及び販売元双方の利用者に付加価値のあるものであり、商品到着前に支払いを完了する必要があるほかの決済サービス対比で十分競争力のあるものであると判断していますが、今後決済手段としてほかの方式が拡大することで当社対象市場が奪われるような事態になれば、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

BNPL決済市場における競争の激化

足許、世界的なBNPL決済サービスの拡大もあり、当社グループの提供するBNPL決済方式と類似のサービスを提供する事業者が増加しているものと認識しています。当社グループは当該市場にいち早く進出し、与信判断システムや決済オペレーションフロー等の独自の仕組みを構築することで、業界最高水準の与信通過率と最低水準の未払い率を実現しており、利便性と収益性を兼ね備えている点において、高い競争力を有していると認識しています。しかしながら今後、新規参入する他社との競争が激化し、手数料の減額や顧客離れが生ずる場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法規制強化の可能性

BNPL決済サービスの関係する法令には、「貸金業法」「資金決済法」「割賦販売法」「債権回収業に関する特別措置法」「弁護士法」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等がありますが、2025年3月末時点の当社グループのBNPL決済サービスの現在のビジネスフローでは、いずれの法令における規制にも該当する事項はないことを、顧問弁護士及び(顧問弁護士を通じて)監督官庁に確認しています。

また、当社グループは、BNPL決済サービスの自主規制団体である日本後払い決済サービス協会会員です。同協会では、後払い決済サービス取引の公正を確保し、購入者の利益を保護することを主な目的として「加盟店審査に関する自主ルール」を定めており、当社グループもこれに準じて後払い決済サービスを提供しています。また、同協会では、協会に参画する各社で加盟店の審査情報を共有する制度も開始しています。当社グループは、これらのルール等の策定等における同協会の活動として、経済産業省を中心とする関係機関との協議を行っています。

しかしながら、当社グループの提供するサービスにおいて、今後法令の改正や法解釈の変更、または新しい法令の制定により何らかの規制が加わる場合には、現行のままでのサービス提供が困難となる可能性があります。その場合は、オペレーションの変更やサービス内容の変更等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

「atone」ではこれまで一括払いの後払いを提供してきましたが、2025年3月期より、株式会社ネットプロテクションズにおいて割賦販売法に基づく業登録を行い、分割払いのサービスのテスト提供を開始しています。2026年3月期にはポイント還元率がより高く、分割払いである「atone分割」も利用可能な「atoneプラス」の正式リリースを予定しています。更に、2024年4月に株式会社ネットプロテクションズの子会社として株式会社NPファイナンスを設立し、2024年10月よりオンライン・レンディングサービス「NPハンディレンディング」を提供開始しています。新規事業の開始にあたり、株式会社NPファイナンスにおいて貸金業法に基づく業登録を行いました。

関税リスク等

当社グループでは、内需取引に関する決済サービスを提供しており、現時点では米国関税による直接的な影響はございません。

しかしながら、米国関税政策等により、世界経済の先行き不透明な状態が続いていることから、引き続きグローバルな市場動向を注視し、今後業績に重大な影響を与えることが明らかになった場合は、速やかに開示します。

自然災害等

当社グループでは、自然災害及び事故等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めていますが、大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限、混乱等の不測の事態が発生した場合には、当社グループによるサービス提供の継続が困難となる可能性があり、ひいては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 提供サービスに係るリスク

貸倒れ及び詐欺的取引発生リスク

当社グループの提供するBNPL決済サービスは、商行為における売り手（加盟店）に対して購入代金支払いを行い、購入者に対する債権を当社グループが買い取ることで成立しています。こうしたビジネスモデルから当社グループの提供するサービスを利用した商行為にかかる債権の貸倒れリスクを全て当社グループが負うと共に、詐欺的な取引が発生する可能性があるため、事業継続上高い個別与信判断能力が求められます。当社グループでは2002年より本ビジネスを展開し蓄積した情報を最大限活用し、全ての取引について商材の特性や購入者の情報等をベースに詐欺的取引目的でないか等を判断した上で与信判断を行い詐欺的取引の未然防止を図ると共に、未払い率をモニタリングすることにより事後的に速やかに検知の上対応できるように努めていますが、予想以上の貸倒れが発生する場合や、詐欺的取引の未然防止が想定通りの結果とならない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、デジタル商品の購入に利用可能な「atone」は、購入者が実際の住所を入力しない可能性が高くなるため、詐欺的な取引が発生する可能性が高まります。また、「atone」を利用する購入者はNP後払いに比べて若年層となる傾向があり、一般的に未払いのリスクが高まる傾向があります。これらの要因により「atone」事業において予想以上の貸倒れが発生する場合や、詐欺的取引の未然防止が想定通りの結果とならない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加盟店獲得に係るリスク

当社の各サービスの成長においては、当社の決済サービスを提供する売り手である販売元たる加盟店の数の増加及び当社の決済サービスを利用した販売量の増加が直接的かつ重要な要因となっています。従って、加盟店獲得が想定通りの結果とならない場合や主要な加盟店との関係が悪化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開におけるリスク

当社グループでは現在、台湾に恩沛科技股份有限公司（NP Taiwan, Inc.）を、ベトナムにCông ty TNHH Net Protections Vietnam（Net Protections Vietnam Co., Ltd.）を設立し、現地でのBNPL決済サービス「AFTEE」を開始しています。現在のところオペレーションにおいて大きな問題は発生しておらず、今後の業容拡大に備えて外注先の活用も含めて対応する人員の拡充を計画していますが、用意が間に合わない場合や、用意できたとしてもオペレーション量に対して十分な育成が間に合わないような場合は、オペレーションが滞ったり、人為的なミスが発生したりすることで当社グループのレピュテーションが悪化し、ひいては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

これらの海外展開先において、経済情勢及び政治情勢の悪化、法律・規則、税制、外資規制等の差異及び変更、商慣習や文化の相違、自然災害や感染症の発生、為替変動等の可能性があり、これらの要因により事業の遂

行及び推進が困難になる場合には、当社グループの経営戦略が変更となることに加え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現状において台湾、ベトナム以外の具体的な展開予定国は決まっています。

郵送費、収納費等の原価上昇リスク

当社グループの提供するBNPL決済サービスでは、購入者に対する請求にあたり、請求書の郵送や、入金時の収納代行の利用等、債権の回収にあたって必要なサービスを利用しています。これらのサービス提供料が上昇する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2024年10月に実施された郵便料金の値上げに対応し、当社グループが提供する各サービスでの請求書発行手数料を改定しました。今後も、外部の要因によって当社グループの事業において生じる原価が上昇する場合、サービスの価格改定等の対応を検討していきます。こうした対応による当社の収益性への影響は限定的と見込んでいますが、当該価格改定によって新規加盟店獲得もしくは当社取扱高への影響が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業に係るリスク

当社グループにおける事業は主にBNPL決済サービスに焦点を当ててきましたが、これまでの各決済サービスにおける取引データの蓄積は、必ずしもBNPL決済サービスや一般的な決済サービスとは関係のない、新しいサービスを開発する機会につながり得ると考えています。新規のサービスは、当社グループの従来専門分野とは異なる可能性があり、また、BNPL決済サービス市場における当社の知識や経験が、これらの新規サービスとは特に関連しない可能性があります。従って、当社グループはこれらの新規サービスが直面する可能性のある課題を予測することができない可能性があり、また、そのような課題に効率的に対処するための十分な能力を有していない可能性があります。

2025年3月期には「atone」において、当社グループが提供する国内向けBtoCサービスとしては初めて、分割払いのサービスのテスト提供を開始しました。2026年3月期には、ポイント還元率がより高く、分割払いも利用可能な「atoneプラス」の正式リリースを予定しています。海外向けBNPL決済サービス「AFTEE」では、先行して分割払いのサービスを提供しており、高精度の与信システムと未払いコントロール技術によって利用が拡大しています。こうした「AFTEE」の知見及びノウハウも活用し、サービス提供をしております。更に、2024年4月に株式会社ネットプロテクションズの子会社として設立した株式会社NPファイナンスでは、2024年10月より「NP掛け払い」の買い手である購入企業を対象としたオンライン・レンディングサービス「NPハンディレンディング」を開始しています。「NP掛け払い」の与信情報を活用することで、未払いをコントロールできると実証実験で検証できたため、事業化を判断しました。

(3) 情報システム及び情報管理に係るリスク

システムトラブル

当社グループのBNPL決済サービスは、SaaS (Software as a Service) 形式で提供しています。また、当社グループ内の与信判断システムは過去の蓄積データ等との照合において大部分がシステム化されています。当社グループでは、外部のデータセンター及びクラウドインフラにサーバーを配置し複数のサーバーを使用することによる分散化を図り、定期的にサーバーデータのバックアップを取得すると共に、現状のシステムの稼働状況について適時確認し、システムの冗長化により、不備等が発生しないよう万全の注意を払っています。障害が発生した場合に備え、社内マニュアルを整備の上、リアルタイムのシステムの稼働状況及びサーバーのログチェックを確認する体制を構築しています。しかしながら、自然災害又は事故・外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入・コンピュータウイルス・サイバー攻撃等により、通信ネットワークの切断やアプリケーションの動作不良、クラウドサーバーの利用停止など、今後何らかのシステムトラブルが発生する場合には、当社グループのレピュテーションが悪化することに加え、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報漏洩リスク

当社グループでは、過去の取引情報や請求先情報等、様々な個人情報並びに企業情報を保有しています。当該情報については、外部からのアクセスを隔離すると共に社内アクセスについても重要情報には対象者を限定した上でアクセス制限を付す等適切なウォールを敷く等の対応により漏洩を防止しています。当社グループでは、プライバシーマークやPCI DSSといったセキュリティ基準に準拠しながらサービス提供・組織運営を行うと共に、システム部署において情報セキュリティにおける国際標準規格であるISO27001 (ISMS認証) の認定も受けています。更に、情報セキュリティに係る社内規程を整備し、役職員等に対して定期的に研修を実施することで情報漏洩と不正使用を未然に防止するよう努めています。しかしながら、当社グループ及びその委託先における人為的なミスや内外からの何らかの不正な方法でこれらの顧客情報が外部に流出する場合、当社グループのレピュテーションが悪化することに加え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム開発と陳腐化リスク

前述の通り、当社グループの決済サービスはSaaS形式での提供となっており、特にECにおいては、ユーザーインターフェースとなるカート事業者とのシステム連携が円滑になされることが重要な要素となります。当社グループではカート事業者各社のシステム改修や新サービス等によってこの連携が損なわれることのないよう、継続的に必要なシステム開発・改修を行っています。しかしながら、今後全く新しいカート事業者が導入され、当該システムに対応できない場合等技術革新に対応できない場合においては、当社グループのこれまでのシステム開発が陳腐化すると共に、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに係るリスク

貸倒引当金の計上方法

当社グループでは、支払期日までに支払がなされない未収入金に対して、所定の期間にわたり所定の督促業務を実施した後に、回収不能であった未収入金について貸倒損失又は債権売却損を計上しています。貸倒損失又は債権売却損の計上前の未収入金の残高に対して過去の回収実績を勘案した貸倒引当率を乗じることで貸倒引当金を計上しています。具体的には、貸倒引当率は過去における月別での経過年月別未収入金に対する平均貸倒実績率を計算することで算出し、これを期末の経過月別の未収入金残高に乗ずることで貸倒引当金を算定しています。

当社グループでは、これまでの利用実績データを用いた詐欺等の貸倒懸念先の排除や、貸倒実績のある顧客の利用禁止、支払遅延先への外部業者も活用した回収促進によって、貸倒の発生の低減に努めています。しかしながら会計処理としては、期末時点での直近の貸倒実績を踏まえた引当金を計上するため、新規サービス・顧客の増加により一時的に貸倒実績が増加する場合等において、結果的に過年度の実績や当社の想定以上に貸倒引当金額を計上する可能性があります。そのような場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

のれんの減損リスク

当社グループは、のれんや無形資産を含む資産を連結財政状態計算書に計上していますが、急激な景況の悪化や事業環境、競争状況の変化、法規制の変更、当社の事業戦略の変更等により、当社グループの経営計画が悪化した場合に、減損を認識することにより経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループののれんは、2016年7月に株式会社AP53（現株式会社ネットプロテクションズ）が実施した株式会社ネットプロテクションズの株式取得により発生しています。

当社グループにおいては、のれんの減損に係るリスクを低減するため、事業の収益力強化に努めており、与信システムの深化等継続的なサービスの品質の向上、営業体制及びアライアンスの強化を通じ、取扱高及び営業収益の拡大に取り組んでまいります。

借入金、金利の変動及び財務制限条項

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し借入を行っています。当該借入金の支払利息の大部分は変動金利となっているため、市場金利が上昇する場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが締結している借入契約の中には、財務制限条項が付されているものがあります。かかる財務制限条項については、純資産維持等の具体的な数値基準が設けられており、これに抵触する場合、貸付人の請求があれば当該契約上の期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となる可能性があります。

配当について

当社グループは、株主に対する適切な利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営上の重要課題の一つとして位置づけています。

足元は、内部留保とのバランスを考慮した上で、事業拡大と事業の効率化のために必要な投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。事業拡大によりキャッシュフローの創出が可能な体制になりつつありますので、将来的には、投資と資本効率の向上の最適なバランスを勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

(5) その他

株主の状況

当社グループは、アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンドから、純投資を目的とした出資を受けており、当連結会計年度末現在、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号、AP Cayman Partners - , L.P.、AP Cayman Partners , L.P.、Japan Fund ,L.P.、アドバンテッジパートナーズ投資組合67号が合計で当社株式を22,157,000株（発行済株式総数対比22.31%）を保有しています。また、当社社外取締役かつ監査等委員である市川雄介は、アドバンテッジパートナーズより派遣されています。アドバンテッ

ジパートナーズがサービスを提供するファンドは当社株式の上場時において、所有する当社株式の大半を売却しましたが、上場後においても一定の当社株式を保有しています。当社ではアドバンテッジパートナーズより、当該株式の将来的な処分時期や方法については未定であるものの、市場価格への影響を極力抑えた形で対応する旨聴取していますが、今後の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの経営その他の事項に関するアドバンテッジパートナーズの利益は、ほかの株主の利益とは異なる可能性があります。

当社グループ組織特性に合致した従業員の採用・成長が果たせないリスク

当社グループのBNPL決済サービスの開発や推進のためには、特定の専門知識を有する熟練した従業員を雇用し、雇用を維持する必要があるため、また、当社グループの経営は経験豊富な経営陣に支えられています。これらの人材が確保できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、従業員一人一人が個人の特性や希望に合わせた自己実現を、仕事を通じて果たしていくことこそが、各人の業務へのモチベーション、ひいては当社グループとしての経営成績の最大化を図る上で最適であると判断しており、「ティール組織」を採用しています。本組織では、従業員それぞれが将来の経営幹部候補として、リーダーシップと責任を持って自発的に業務を遂行している一方で、必要に応じて組織の枠を超えた協力体制を取ることも可能となっており、「自立・分散・協調を実現」する組織運営が可能と考えています。

しかしながら、当該組織運営の継続的な遂行のためには、現在の社風に合致した人材を厳選して採用し、教育していくことが不可欠です。こうした背景から、業容の拡大に伴い必要な人材を十分確保できないリスクがあり、その場合は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

企業買収及び事業提携リスク

当社グループは、事業の拡大・成長に向けた手段の1つとして、企業買収や事業提携を実施することがあります。その場合、対象先の経営状況、事業内容、財務内容、法令遵守や契約関係等について詳細な事前調査を行い、リスクを吟味した上で決定してまいります。事前調査にて検出されなかった問題が生じた場合や買収後の統合作業において当初見積もっていた以上の経営資源の集中や期間を要する必要性が生じた場合、買収時点では予期していなかった事業環境の変化や買収時ののれん等の減損処理を行う必要が生じた場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制に係るリスク

当社グループは、財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制システムを構築していますが、様々な要因により内部統制システムが機能しなくなる可能性があります。このような事象に適切に対処できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

中期経営計画

当社グループは2025年5月に「中期経営計画（2026年3月期-2028年3月期）」（以下、「中期経営計画」という。）を策定しています。

将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

そのため、中期経営計画を策定するための各種の前提（BtoC及びBtoBの市場環境、既存加盟店の平均成長率、郵送料・収納費等の原価等）が変化した場合に、当社グループがかかる変化に対応した成長戦略又は事業運営を立案又は実行することができない場合には、中期経営計画を達成できない可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の業績は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減率
	百万円	百万円	%
営業収益	20,844	23,032	10.5
営業利益又は損失()	627	2,103	
税引前利益又は損失()	820	2,139	
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失()	828	1,350	

当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていませんが、可能な範囲で以下の区分で経営指標を開示しています。

	区分名称	対象サービス名称
BtoC取引向けサービス	BtoCサービス_NP後払い他	NP後払い、NP後払いair、AFTEE等
	BtoCサービス_atone	atone
BtoB取引向けサービス	BtoBサービス	NP掛け払い

経営指標は以下の通りです。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%
GMV (non-GAAP)	565,987	641,950	13.4
BtoCサービス_NP後払い他	351,547	353,716	0.6
BtoCサービス_atone	27,040	39,966	47.8
BtoBサービス	187,399	248,267	32.5
営業収益	20,844	23,032	10.5
BtoCサービス_NP後払い他	15,763	16,576	5.2
BtoCサービス_atone	1,416	1,864	31.6
BtoBサービス	3,664	4,591	25.3
- その他営業収益	531	593	11.8
売上収益	20,313	22,438	10.5
- 請求関連費用 (non-GAAP)	8,326	8,036	3.5
- 貸倒関連費用 (non-GAAP)	3,781	3,478	8.0
- その他決済に係る 費用 (non-GAAP)	410	440	7.3
売上総利益 (non-GAAP)	7,795	10,483	34.5
BtoCサービス_NP後払い他	5,620	7,624	35.7
BtoCサービス_atone	368	485	31.6
BtoBサービス	1,805	2,373	31.4
- 販売管理費及びその他営業費用 (non-GAAP)	8,954	8,973	0.2
営業利益又は損失()	627	2,103	-
+ 減価償却費・償却費	1,577	1,629	3.3
+ 株式報酬費用	9	5	44.0
+ 固定資産除却損	28	8	70.8
+ 減損損失	48	-	100.0
EBITDA (non-GAAP)	1,037	3,747	261.3

(注) 当社は投資家にとって当社グループの業績を評価するために有効であると考えられる指標として、当社が適用する会計基準であるIFRS会計基準において規定されていないnon-GAAP指標を追加的に開示しています。

non-GAAP指標	指標の内容
GMV	当社グループ決済サービスの流通取引総額
請求関連費用	回収手数料 + 請求書発行手数料。主に請求1件当たり発生する費用
貸倒関連費用	貸倒引当金繰入 + 貸倒損失 + 債権売却損。主に請求金額に対して割合で発生する費用
その他決済に係る費用	与信費用、NPポイント費用等、その他決済の提供に必要な費用
売上総利益	売上収益 - (請求関連費用 + 貸倒関連費用 + その他の決済に係る費用)
販売管理費 及びその他営業費用	営業費用 - (請求関連費用 + 貸倒関連費用 + その他の決済に係る費用)
EBITDA	営業利益 + (減価償却費・償却費 + 株式報酬費用 + 固定資産除却損 + 減損損失 - 減損損失戻入益)

当社グループの加盟店数は数万社にわたるため、特定加盟店への依存度が低い一方で、マクロ環境の変化を通じたEC・決済市場への影響を受けやすい事業構造となっています。

(GMVについて)

当連結会計年度において、GMVは前期比13.4%増の641,950百万円(BtoCサービス_NP後払い他は同0.6%増の353,716百万円、BtoCサービス_atoneは同47.8%増の39,966百万円、BtoBサービスは同32.5%増の248,267百万円)となりました。

BtoCサービス_NP後払い他における要因は以下の通りです。

- ・NP後払いにおいては、サービスに占める割合が大きい、美容・健康・ファッション業界において、GMVの積み上げは限定的でした。第1四半期については健康食品に関する報道による既存加盟店のGMVの減少の影響を受けましたが、第2四半期以降は解消しています。なお、一部の販売方法に問題がある特定加盟店においては、それを是正した結果、GMVが減少しました。
- ・役務・サービス分野向けBNPL決済であるNP後払いairサービスは、全国の請求業務のDXニーズにより、GMVが大きく伸長しました。
- ・海外で提供しているBNPL決済であるAFTEEサービスにおいても、GMVが大きく伸長しました。

BtoCサービス_atoneにおける要因は以下の通りです。

- ・前期までに営業体制の強化を完了し、加盟店獲得に注力した結果、当期に新規稼働した加盟店によって、GMVが伸長しました。
- ・アパレル・エンタメなどの既存加盟店において、購入者による利用が拡大したことでGMVが増加しました。
- ・また、総合ECモールを中心とした既存加盟店において、つど後払いの追加提供やキャンペーンなどの施策が貢献し、GMVが伸長しました。
- ・EC市場だけでなく、アプリ専用カード(アプリ専用カードは、atoneのアプリ内で使えるJCBと連携したバーチャルカードです。)の利用や実店舗での利用も徐々に拡大しており、市場の開拓が進んでいる状況です。

BtoBサービスにおける要因は以下の通りです。

- ・前期から引き続き、広告・広告制作などの大手加盟店を中心とした既存加盟店でサービスの利用が拡大したこと等によって、GMVが伸長しました。
- ・また、大型の新規店が第3四半期から稼働し、GMVが伸長しました。
- ・加えて、これまでのマーケティングへの先行投資から得たノウハウを活用した、サービス認知拡大施策による新規加盟店獲得が順調であり、今後のGMVの伸長に継続的に寄与する見込みです。

(営業収益について)

当連結会計年度において、営業収益は前期比10.5%増の23,032百万円(BtoCサービス_NP後払い他は同5.2%増の16,576百万円、BtoCサービス_atoneは同31.6%増の1,864百万円、BtoBサービスは25.3%増の4,591百万円)となりました。

BtoCサービス_NP後払い他における要因は以下の通りです。

- ・「NP後払い」において、24年7月に延滞事務手数料の加算を開始したことにより、GMVに対する営業収益率が上昇しました。
- ・手数料率が低い大手加盟店が伸長し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・平均請求単価が上昇したことにより、請求1件当たりにおける「請求書発行・郵便料金」の割合が相対的に低下し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・郵便料金の値上げに伴い、24年10月1日より紙請求書発行手数料を値上げしましたが、より手数料が低い電子請求書の利用率が増加していることにより、GMVに対する営業収益率は低下しました。
- ・なお、紙請求書発行手数料の改定は郵便料金の値上げによる原価上昇と相殺されるため、売上総利益率への貢献は限定的です。電子請求書の利用増加については郵送費用の削減効果の方が大きいため、売上総利益率に貢献します。

BtoCサービス_atoneにおける要因は以下の通りです。

- ・手数料率が低い大手加盟店が伸長し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・平均請求単価が上昇したことにより、請求1件当たりにも占める「請求書発行・郵便料金」の割合が相対的に低下し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・また、今期実施された一部のキャンペーン施策のうち、売上値引に相当するキャンペーンが実施されたことにより、GMVに対する営業収益率が低下しました。

BtoBサービスにおける要因は以下の通りです。

- ・手数料率が相対的に低い大手加盟店が伸長し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・平均請求単価が上昇したことにより、請求1件当たりにも占める「請求書発行・郵便料金」の割合が相対的に低下し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・請求書発行手数料が低い電子請求書の利用件数が増加し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・なお、電子請求書の利用増加については郵送費用の削減効果の方が大きいいため、売上総利益率の上昇に貢献します。
- ・2023年7月に開始した「NP掛け払い 請求書カード払い」サービス、2024年10月に開始した「NPハンディレンディング」サービス等、決済から派生したファイナンスサービスを充実させることで、決済手数料以外の収益を獲得していく方針です。

(売上総利益について)

当連結会計年度において、売上総利益は前期比34.5%増の10,483百万円（BtoCサービス_NP後払い他は同35.7%増の7,624百万円、BtoCサービス_atoneは同31.6%増の485百万円、BtoBサービスは31.4%増の2,373百万円）となりました。

GMV、営業収益に関する分析は前述の通りであるため、以下は主に原価による影響の記載となります。

BtoCサービス_NP後払い他における要因は以下の通りです。

- ・前期より取り組んでいる与信改善施策により、債権の回収状況の良化及び回収時期が早期化した結果、GMVに対する貸倒関連費用及び請求関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。
- ・また、24年7月より延滞事務手数料の加算を開始し、ユーザーからの回収が早期化した結果、貸倒引当金の見積額が低下し、GMVに対する貸倒関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。

BtoCサービス_atoneにおける要因は以下の通りです。

- ・債権の回収状況の良化及び回収時期の早期化により、GMVに対する貸倒関連費用及び請求関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。
- ・GMVに対して収納費用等の原価を圧縮した結果、売上総利益率が上昇しました。
- ・また、今期実施された一部のキャンペーン施策のうち、売上値引に相当するキャンペーンが実施されたことにより、GMVに対する売上総利益率が低下しました。

BtoBサービスにおける要因は以下の通りです。

- ・前期において、NP掛け払いの主要ユーザーである中小零細事業者を取り巻く環境が悪化し、支払遅延の発生率が上昇しました。この状況を考慮し、当期は貸倒引当金を積み増しているため、当連結会計年度におけるGMVに対する貸倒関連費用の割合が増加しました。
- ・なお、前期は市況悪化を受けて与信のチューニングや督促の組み替え等の与信改善施策を推進しました。この施策の効果により、債権の回収状況が徐々に良化し、第3四半期以降は、GMVに対する貸倒関連費用の割合が前期比で改善しています。
- ・また、債権の回収状況の良化により、GMVに対する請求関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。

(営業利益、EBITDAについて)

当連結会計年度において、営業利益は2,103百万円（前期は627百万円）、EBITDAは3,747百万円（前期比261.3%増）となりました。要因は以下の通りです。

- ・与信改善施策を推進した結果、前期に比較して、GMVに対する貸倒関連費用及び請求関連費用等の原価の割合が減少しました。
- ・また、業務効率化を推進した結果、前期に比較して、GMVに対する販売管理費の割合が減少しました。

財政状態の状況

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	増減	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
資産合計	60,279	70,848	10,568	17.5
流動資産合計	40,698	50,540	9,841	24.2
非流動資産合計	19,580	20,307	726	3.7

負債合計	42,498	51,618	9,119	21.5
流動負債合計	37,374	46,249	8,874	23.7
非流動負債合計	5,123	5,368	244	4.8
資本合計	17,780	19,229	1,449	8.2

当連結会計年度末時点における流動資産は前期末比9,841百万円増加しました。これは主に取扱高の増加等に伴い営業債権及びその他の債権が3,572百万円増加したことによるものです。

非流動資産は前期末比726百万円増加しました。これは主にオフィスビルの契約更新をした結果、契約期間の賃料相当分が使用権資産として計上されたことにより有形固定資産が332百万円増加したこと、システム開発を強化した結果、ソフトウェア資産が増加したことにより、その他の無形資産が214百万円増加したことによるものです。

流動負債は前期末比8,874百万円増加しました。これは主に取扱高の増加等に伴い営業債務及びその他の債務が6,714百万円増加したことによるものです。

なお、当社グループの流動資産のうち営業債権及びその他の債権（貸倒引当金を控除前）39,424百万円は主に決済を利用したエンドユーザー向けの債権、流動負債のうち営業債務及びその他の債務38,940百万円は主に加盟店向けの債務です。当社グループの決済サービスはエンドユーザーからの回収サイクルと加盟店への支払サイクルが短期間でバランスしており、事業拡大に伴うワーキングキャピタルの増加は限定的です。そのため、金利上昇の影響を受けづらい構造になっています。なお、当社グループが提供する決済サービスの加盟店向け債務の支払は主に金曜日に行われるため、期末日の曜日によって期末残高が変動します。

キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減
	百万円	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,931	6,567	4,635
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,760	1,506	254
財務活動によるキャッシュ・フロー	75	1,209	1,133
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	40	40
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	246	6,229	5,982
現金及び現金同等物の期首残高	10,564	10,810	246
現金及び現金同等物の当期末残高	10,810	17,039	6,229

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は17,039百万円（前期は10,810百万円）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は6,567百万円(前期は1,931百万円の獲得)となりました。これは主に以下の要因によるものです。

- ・税引前当期利益の計上 (2,139百万円)
- ・減価償却費、償却費等の計上 (1,629百万円)
- ・営業債権及びその他の債権の増減 (3,572百万円)
- ・営業債務及びその他の債務の増減 (6,714百万円)
- ・その他資産・負債の増減等 (356百万円)
- ・法人所得税の支払 (406百万円)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は1,506百万円(前期は1,760百万円の使用)となりました。これは主に以下の要因によるものです。

- ・システム開発投資による、無形資産の取得 (1,484百万円)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は1,209百万円(前期は75百万円の獲得)となりました。これは主に以下の要因によるものです。

- ・短期借入金の純増減額 (1,351百万円)
- ・リース負債の返済による支出 (294百万円)

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績及び受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しています。

販売実績

本項目「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載の通りです。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループは第1期連結会計年度(2018年7月2日から2019年3月31日)より従来の日本基準に替えてIFRS会計基準を適用しており、この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しています。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断していますが、判断時には予期し得なかった事象等の発生により、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表 注記3.重要性がある会計方針 5.重要な会計上の判断、見積り及び仮定に記載していますが、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、以下の会計方針は連結財務諸表における重要な見積りの判断に影響を及ぼすものと考えます。

(貸倒引当金)

当社グループは、主に将来の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上していますが、ユーザーの支払が遅延、その支払能力が低下した等の場合には追加の引当金が必要となる可能性があります。

(のれんの減損)

当社グループは、のれんの減損の判断をする際に、のれんが配分された資金生成単位について、回収可能価額の見積りが必要となります。使用価値の見積りにあたり、資金生成単位により生じることが予想される将来キャッシュ・フロー及びその現在価値を算定するための割引率を見積っています。仮に、資金生成単位により生じると予想したキャッシュ・フローが減少した場合又は現在価値を算定するための割引率が上昇した場合には減損損失が発生又は増加する可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー)

本項目「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載の通りです。

(資本の財源及び資金の流動性)

a. 資金需要

当社グループにおける主な資金需要は、決済関連事業の拡大に伴い増加する運転資金やシステム開発費等によるものです。

b. 財務政策

主に、手元資金に加えて、運転資金については金融機関からの借入により必要な資金を調達しています。資金調達については事業計画に基づく資金需要・金利動向等の調達環境を考慮の上、調達の規模・手段について資金計画を作成し、状況を適宜判断し実施しています。

(経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等)

当社グループでは、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、年間取扱高及び購入者による未払い率を掲げています。それぞれについて以下の通り記載します。

a. 年間取扱高

本項目「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載の通りです。

b. 未払い率

未払い率(未払いとなった取引額の割合(貸倒処理前のもを含む))はNP後払い(NP後払いair含む)サービスが0.46%(前期は0.59%)、NP掛け払いサービスが0.50%(前期は0.49%)となりました。今後は一層の与信・督促業務の改善を講じることにより、更なる低減を図ってまいります。

5【重要な契約等】

(株式会社三井住友銀行等との借入契約)

当社の連結子会社である株式会社ネットプロテクションズと、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行は、2022年3月28日付で、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェンツとして、シンジケーション方式によるタームローン及びコミットメントラインに関する「シンジケートローン契約書」を締結しています。

契約の相手先

株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行

貸付極度額及び借入金額(2025年3月31日現在)

	タームローン	コミットメントライン
組成金額	5,000百万円	7,000百万円(貸付極度額)

返済期限

(ア)タームローン元本弁済

2026年9月30日

(イ)コミットメントライン満期日

2026年9月30日

当社の主な義務

(ア)純資産維持

各決算期末における当社グループの連結ベースでの資本の部の合計金額を、2022年3月期末日における当社グループの連結ベースでの資本合計の金額の75%以上に維持すること

(イ)調整後EBITDA維持

各決算期末における当社グループの連結ベースでの調整後EBITDAを2回連続で負の値にしないこと

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は2,443百万円（使用権資産を含む）です。

設備投資の主な内容は決済システムの機能拡充を目的とした追加開発に係るもの1,720百万円、使用権資産690百万円となります。

また、当連結会計年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りです。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物附属 設備	使用権資 産	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 ネットプロテ クションズ	本社 (東京都千代田区)	事務所設備 他	104	479	3,365	631	4,580	272
	関西オフィス (京都府京都市下京区)	事務所設備 他	1	22	-	3	28	21
	福岡オフィス (福岡県福岡市中央区)	事務所設備 他	3	26	-	-	30	8
株式会社 NPファイナンス	本社 (東京都千代田区)	事務所設備 他	-	-	8	16	25	-

(注) 1. IFRS会計基準に基づく金額を記載しています。

2. 建物附属設備は、賃借中の建物に設置した附属設備です。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

4. 従業員数には、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)を含んでいません。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 本社は賃貸物件であり、使用権資産に計上しています。年間の賃貸料は241百万円です。

7. その他には工具器具備品・電話加入権・商標権・ソフトウェア仮勘定・商標権仮勘定が含まれています。

8. 報告セグメントが1つであるため、報告セグメントごとの記載を省略しています。

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物附属 設備	使用権資 産	ソフト ウェア	その他	合計	
恩沛科技股份有限公司	本社 (台湾台北市信義區)	事務所設備 他	4	1	13	12	32	23
Công ty TNHH Net Protections Vietnam	本社 (District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam)	事務所設備 他	-	-	9	-	9	9

(注) 1. IFRS会計基準に基づく金額を記載しています。

2. 建物附属設備は、賃借中の建物に設置した附属設備です。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

4. 従業員数には、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)を含んでいません。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 恩沛科技股份有限公司本社は賃貸物件であり、使用権資産に計上しています。年間の賃貸料は23百万円です。

7. その他には工具器具備品・商標権・ソフトウェア仮勘定が含まれています。

8. 報告セグメントが1つであるため、報告セグメントごとの記載を省略しています。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、2025年6月27日時点で経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	345,300,000
計	345,300,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	99,306,627	99,336,627	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	99,306,627	99,336,627	-	-

(注) 1. 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,000株増加しました。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権(2018年7月2日臨時株主総会決議)

決議年月日	2018年7月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 54
新株予約権の数(個)	510[500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 510,000[500,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75(注)1、3、4
新株予約権の行使期間	自 2019年1月20日 至 2027年1月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75 資本組入額37.5(注)1、3、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2. 当社が普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整します。

3. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除きます。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式」を「処分する自己株式」と読み替えるものとします。更に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 本新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。
- (b) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければなりません。但し、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会の決議で正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (c) 新株予約権者は、以下の期間区分に対応して権利行使ができるものとします。但し、取締役会の決議により、本新株予約権の行使が可能となったときから付与された権利の全部を行使することが認められた場合はこの限りではありません。
本新株予約権の行使が可能となったときから1年間：付与された権利の30%以下
本新株予約権の行使が可能となったときから2年間：付与された権利の60%以下
それ以降：付与された権利の全部
- (d) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとします。但し、取締役会の決議により権利を行使することが認められた場合にはこの限りではありません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

- (a) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (b) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (c) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定します。
- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、(c)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (f) 権利行使の条件、取得事由、増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定します。
- (g) 取締役会による譲渡承認について
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

第3回新株予約権（2018年7月2日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 19
新株予約権の数（個）	45
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 45,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75（注）1、3、4
新株予約権の行使期間	自 2019年6月30日 至 2027年1月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75 資本組入額37.5（注）1、3、4、5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

（注）1．2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2．当社が普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整します。

3．当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4．当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除きます。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式」を「処分する自己株式」と読み替えるものとします。更に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

5．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 本新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。
- (b) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければなりません。但し、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会の決議で正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (c) 新株予約権者は、以下の期間区分に対応して権利行使ができるものとします。但し、取締役会の決議により、本新株予約権の行使が可能となったときから付与された権利の全部を行使することが認められた場合はこの限りではありません。
 - 本新株予約権の行使が可能となったときから1年間：付与された権利の30%以下
 - 本新株予約権の行使が可能となったときから2年間：付与された権利の60%以下
 - それ以降：付与された権利の全部
- (d) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとします。但し、取締役会の決議により権利を行使することが認められた場合にはこの限りではありません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

- (a) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (b) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とします。
- (c) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定します。
- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、(c)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間
 - 本新株予約権の行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (f) 権利行使の条件、取得事由、増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 本新株予約権の内容に準じて決定します。
- (g) 取締役会による譲渡承認について
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

第4回新株予約権（2019年2月11日臨時株主総会決議）

決議年月日	2019年2月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 34
新株予約権の数（個）	67 [62]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 67,000 [62,000]（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）1、3、4
新株予約権の行使期間	自 2021年2月12日 至 2029年2月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100 資本組入額50（注）1、3、4、5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2．当社が普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整します。

3．当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4．当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除きます。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式」を「処分する自己株式」と読み替えるものとします。更に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

5．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 本新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。
- (b) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければなりません。但し、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会の決議で正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (c) 新株予約権者は、以下の期間区分に対応して権利行使ができるものとする。但し、取締役会の決議により、本新株予約権の行使が可能となったときから付与された権利の全部を行使することが認められた場合はこの限りではありません。

本新株予約権の行使が可能となったときから1年間：付与された権利の30%以下

本新株予約権の行使が可能となったときから2年間：付与された権利の60%以下

それ以降：付与された権利の全部

- (d) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとします。但し、取締役会の決議により権利を行使することが認められた場合にはこの限りではありません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

- (a) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (b) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (c) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定します。

- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、(c)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

- (e) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (f) 権利行使の条件、取得事由、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定します。

- (g) 取締役会による譲渡承認について

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

第5回新株予約権（2019年2月11日臨時株主総会決議）

当社は、ストックオプション制度に準じた制度として第5回新株予約権を発行しています。

当社の代表取締役である柴田紳は、当社グループの現在及び将来の役職員及び当社グループと継続的な役務提供を内容とする顧問契約・業務委託契約を締結している者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年2月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年2月12日付で税理士法人エスネットワークスを受託者として、「新株予約権信託」（以下「本信託（第5回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第5回新株予約権）に基づき、税理士法人エスネットワークスに対して、2019年2月12日に第5回新株予約権（2019年2月11日臨時株主総会決議）を発行しています。

本信託（第5回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下の通りです。

名称	新株予約権信託
委託者	柴田 紳
受託者	税理士法人エスネットワークス
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日	2019年2月12日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 238個 (A02) 200個 (A03) 200個
信託期間満了日	(A01) 本信託（第5回新株予約権）が目的を達したとき又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いとき (A02) 本信託（第5回新株予約権）が目的を達したとき又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いとき (A03) 本信託（第5回新株予約権）が目的を達したとき又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いとき
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で（A01）から（A03）までのそれぞれにつき第5回新株予約権638個が信託の目的となっています。なお、第5回新株予約権の概要については下記をご参照ください。
受益者適格要件	当社グループの役職員及び当社グループと継続的な役務提供を内容とする顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第5回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第5回新株予約権の配分は、新株予約権交付ガイドラインに定められた配分ルール等に従い、決定されます。

第5回新株予約権の概要は以下の通りです。

決議年月日	2019年2月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1
新株予約権の数(個)	(A01) 81[77] (A02) 120[110] (A03) 200[199]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 (A01) 81,000[77,000] (A02) 120,000[110,000] (A03) 200,000[199,000] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100 (注) 1、3、4
新株予約権の行使期間	自 2023年2月12日 至 2029年2月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額50 (注) 1、3、4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。
2. 当社が普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整します。
3. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除きます。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式」を「処分する自己株式」と読み替えるものとします。更に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 本新株予約権の行使の条件

- (a) 当社より本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとします。

- (b) 本新株予約権本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から割当日の2年後の応答日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の割当日における当社普通株式の株価を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除きます。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、本新株予約権の割当日における当社普通株式の株価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除きます。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の割当日における当社普通株式の株価を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が本新株予約権の割当日における当社普通株式の株価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。）。

- (c) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」といいます。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・外部協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (d) 本新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合、当社の発行済普通株式の過半数にかかる譲渡承認請求（会社法第136条第1項に基づくものをいいます。）がなされた場合、又は当社の取締役会の決議による本新株予約権の行使の承認（組織再編行為等に伴うものを含みますが、これに限りません。）があった場合以外の場合には、本新株予約権の行使をすることができません。

- (e) 本新株予約権者は、以下の期間区分に対応して権利行使ができるものとします。但し、取締役会の決議により、本新株予約権の行使が可能となったときから付与された権利の全部を行使することが認められた場合はこの限りではありません。

本新株予約権の行使が可能となったときから1年間：付与された権利の30%以下
本新株予約権の行使が可能となったときから2年間：付与された権利の60%以下
それ以降：付与された権利の全部

- (f) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとします。

- (g) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

- (h) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合には限りません。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りません。

(a) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(b) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(c) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定します。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、

(c) に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(f) 権利行使の条件、取得事由、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定します。

(g) 取締役会による譲渡承認について

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年8月24日 (注)1.12	A種優先株式 3,700,000	普通株式 78,630 A種優先株式 3,700,000	1,850	1,950	1,850	1,850
2020年10月9日 (注)2.12	-	普通株式 78,630 A種優先株式 3,700,000	1,850	100	1,850	-
2021年2月26日 (注)3.12	普通株式 6,641 A種優先株式 1,700,000	普通株式 85,271 A種優先株式 2,000,000	2,981	3,081	2,981	2,981
2021年3月24日 (注)4.12	普通株式 14	普通株式 85,285 A種優先株式 2,000,000	4	3,086	4	2,986
2021年3月26日 (注)5.12	-	普通株式 85,285 A種優先株式 2,000,000	2,986	100	-	2,986
2021年6月11日 (注)6.12	普通株式 1,051	普通株式 86,336 A種優先株式 2,000,000	500	600	500	3,486
2021年8月2日 (注)7.12	A種優先株式 2,000,000	普通株式 86,336	-	600	-	3,486
2021年9月30日 (注)8	普通株式 86,249,664	普通株式 86,336,000	-	600	-	3,486
2021年10月1日 (注)9	普通株式 911,000	普通株式 87,247,000	500	1,100	500	3,986
2021年10月25日 (注)10	普通株式 5,200,000	普通株式 92,447,000	237	1,337	237	4,223
2021年12月14日 (注)11	普通株式 4,000,000	普通株式 96,447,000	2,757	4,095	2,757	6,981
2022年4月1日～ 2022年7月19日 (注)12	普通株式 7,000	普通株式 96,454,000	0	4,095	0	6,982
2022年7月20日 (注)13	普通株式 17,287	普通株式 96,471,287	4	4,099	4	6,986
2022年7月21日～ 2023年3月31日 (注)10	普通株式 354,000	普通株式 96,825,287	13	4,113	13	6,999
2023年4月1日～ 2023年7月19日 (注)10	普通株式 12,000	普通株式 96,837,287	0	4,113	0	7,000
2023年7月20日 (注)14	普通株式 23,998	普通株式 96,861,285	3	4,117	3	7,004
2023年7月21日～ 2024年3月31日 (注)10	普通株式 426,000	普通株式 97,287,285	16	4,134	16	7,021

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年4月1日～ 2024年6月30日 (注)10	普通株式 48,000	普通株式 97,335,285	2	4,136	2	7,023
2024年7月3日 (注)15	-	普通株式 97,335,285	-	4,136	7,021	2
2024年7月10日 (注)10	普通株式 1,000	普通株式 97,336,285	0	4,137	0	2
2024年7月19日 (注)16	普通株式 23,999	普通株式 97,360,284	2	4,139	2	4
2024年7月20日～ 2025年3月31日 (注)10	普通株式 1,946,343	普通株式 99,306,627	73	4,213	73	78

(注)1. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社AP66、リコーリース株式会社

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

2. 無償減資

資本金及び資本準備金の減少は、減資によるものです。会社法第447条第1項の規定に基づき、財務内容の健全化を図るため、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものです(減資割合94.9%)。

3. 有償第三者割当増資

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は、普通株式の発行、並びに普通株式及びA種優先株式の自己株式取得によるものです。当社が取得した普通株式及びA種優先株式は、2021年2月26日付で全て消却しています。

割当先 株式会社ジェーシービー

発行価格 682,538円

資本組入額 341,269円

4. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社インフキュリオン

発行価格 682,538円

資本組入額 341,269円

5. 無償減資

資本金の減少は、減資によるものです。会社法第447条第1項の規定に基づき、財務内容の健全化を図るため、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものです(減資割合96.8%)。

6. 有償第三者割当増資

割当先 Tsunagu Investments Pte. Ltd.

発行価格 951,787円

資本組入額 475,893.5円

7. 自己株式取得

発行済株式総数の増減は、A種優先株式の自己株式取得によるものです。当社が取得したA種優先株式は、2021年8月2日付で全て消却しています。

8. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行っています。

9. 有償第三者割当増資

割当先 York Asian Opportunities Investments Master Fund, L.P.

York Japan Focused Master Fund, L.P.

発行価格 1,098,211円

資本組入額 500,235,111円

10. 新株予約権の行使によるものです。

11. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格	1,450円
引受価額	1,378.95円
資本組入額	689.475円
払込金総額	5,515百万円

12. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っていますが、「発行済株式総数増減数（株）」及び「発行済株式総数残高（株）」は当該株式分割前の「発行済株式総数増減数（株）」及び「発行済株式総数残高（株）」を記載しています。
13. 2022年6月29日開催の取締役会決議により、2022年7月20日付で譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことによるものです。
14. 2023年6月29日開催の取締役会決議により、2023年7月20日付で譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことによるものです。
15. 2024年6月28日開催の定時株主総会において、資本準備金を7,021,230,414円減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議しています。
16. 2024年6月28日開催の取締役会決議により、2024年7月19日付で譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことによるものです。
17. 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,402,525円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	10	30	175	56	57	12,787	13,115	-
所有株式数（単元）	-	127,349	79,107	238,011	242,747	717	305,030	992,961	10,527
所有株式数の割合（%）	-	12.83	7.97	23.97	24.45	0.07	30.72	100	-

(6)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4番1号	10,858,000	10.93
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	10,586,800	10.66
株式会社 ジェーシービー	東京都港区南青山5丁目1-22号	8,737,000	8.80
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	7,360,200	7.41
AP CAYMAN PARTNERS - , L. P. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	WALKERS CORPORATE LIMITED 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS. KY 1 - 9008 (東京都千代田区丸の内1丁目5番1号新丸の内ビルディング)	6,702,300	6.75
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	5,054,512	5.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,697,100	3.72
AP CAYMAN PARTNERS , L. P. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	WALKERS CORPORATE LIMITED 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS. KY 1 - 9008 (東京都千代田区丸の内1丁目5番1号新丸の内ビルディング)	3,620,700	3.65
柴田 紳	東京都世田谷区	3,230,761	3.25
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	100 BISHOPSGATE LONDON EC2N 4JL, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	3,059,900	3.08
計	-	62,907,273	63.35

(注)1. 2024年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者が2024年11月15日現在で以下の通り株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	391,100	0.40
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	4,023,700	4.13
計	-	4,414,800	4.53

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,296,100	992,961	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 10,527	-	-
発行済株式総数	99,306,627	-	-
総株主の議決権	-	992,961	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する適切な利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営上の重要課題の一つとして位置づけています。

足元は、内部留保とのバランスを考慮した上で、事業拡大と事業の効率化のために必要な投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。事業拡大によりキャッシュフローの創出が可能な体制になりつつありますので、将来的には、投資と資本効率の向上の最適なバランスを勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。

現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

なお、当社グループは剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本とし、これ以外に会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。また、当社グループの配当決定機関は株主総会又は取締役会であり、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による旨を定款により定めています。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは、経営管理機能の強化・充実を経営の最重要課題として捉え、コンプライアンスを重視した経営を心がけると共に、社内管理体制の拡充を推進しています。更に、社内規程を整備し、関連法規等の遵守の徹底を心がけています。

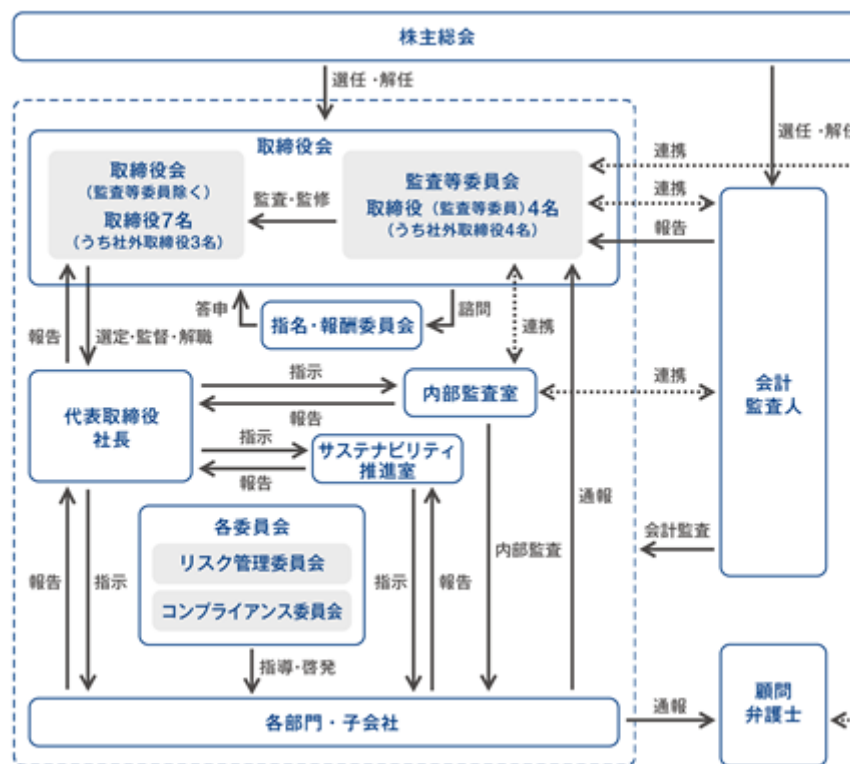
当社グループは、経営の健全性と透明性を高め、ステークホルダーからの社会的信頼に応え、企業価値を安定的に向上させるためにも、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題と認識しています。また、「つぎのアタリマエをつくる」というミッションの下、常に目まぐるしく変化する事業環境の中でもいち早く変化を捉え、経営意思決定の迅速化と効率化に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2018年10月12日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行しました。

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、及び会計監査人を設置しています。また、統治体制の構築手段として、任意の指名・報酬委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しています。これらの機関が相互連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しています。

(当社の企業統治体制図)



イ．取締役会

取締役会は、代表取締役である柴田紳を議長として、取締役11名（うち社外取締役7名、うち監査等委員4名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しています（各取締役の氏名等については、「(2) 役員状況 役員一覧」をご参照ください。）。また、社外取締役を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能にする体制作りを推進しています。更に、業務執行取締役及び常勤監査等委員は毎月1回常勤役員会を開催すると共に、週次で当社グループの各部門ディビジョン長とミーティングを行い、月次で各部門及びグループの進捗状況を確認し、取締役会から全従業員に至るまでの双方向の意思疎通を図る体制を構築しています。

当事業年度において当社は取締役会を計14回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の通りです。

区分	氏名	取締役会出席状況
代表取締役社長	柴田 紳	全14回中14回
取締役CTO	鈴木 史朗	全4回中4回
取締役CFO	渡邊 一治	全14回中14回
取締役CIO	山下 貴史	全10回中10回
取締役	秋山 瞬	全10回中10回
社外取締役	藤沢 久美	全14回中14回
社外取締役	江尻 裕一	全14回中14回
社外取締役	永井 良二	全14回中14回
社外取締役（監査等委員）	大野 直志	全4回中4回
社外取締役（監査等委員）	中野 功一	全10回中10回
社外取締役（監査等委員）	佐藤 有紀	全14回中14回
社外取締役（監査等委員）	市川 雄介	全14回中14回
社外取締役（監査等委員）	石井 隆一	全14回中14回

- (注) 1. 取締役であった鈴木史朗及び監査等委員である社外取締役であった大野直志は、2024年6月28日の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
2. 社外取締役であった藤沢久美及び永井良二は、2025年6月27日の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
3. 取締役である山下貴史及び秋山瞬並びに監査等委員である社外取締役である中野功一は、2024年6月28日の定時株主総会において新たに選任されたので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しています。
4. 社外取締役の中村久美及び滝田健太郎は、2025年6月27日の定時株主総会において新たに選任されたので、当事業年度における出席の実績はありません。

当事業年度の取締役会における具体的な検討事項は、当社グループの経営方針、事業戦略、組織体制の方針等です。

ロ．監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は社外取締役4名（うち常勤取締役1名）で構成されており、常勤社外取締役中野功一を議長としています。社外取締役佐藤有紀は弁護士であり、また常勤社外取締役中野功一は他社での経営管理及び監査の経験を有しており、社外取締役市川雄介は金融機関役員及び他社での経営経験を有しており、また社外取締役石井隆一は他社での経験を有しており、それぞれ法務、財務及び会計等の監査関連知識について十分な知見を有しています。監査等委員は、取締役会への出席を通じた業務及び財産の調査、取締役・従業員・会計監査人からの報告聴取等法律上の権限を行使しています。

また、組織的に監査活動を行うために、内部監査室とは頻繁に情報交換等を行い、相互に連携し内部統制システムの強化を図っています。

ハ．指名・報酬委員会

当社は、取締役の選解任及びその評価、報酬制度において、透明性及び客観性を確保し、当社グループの経営に対する監督機能の強化に資することを目的とし、2021年6月25日開催の取締役会において、独立した諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しました。当社株式が東京証券取引所に上場された日より、取締役の選任及び代表取締役の選定に関する審議答申並びに役員報酬方針や代表取締役社長が作成した各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬案に関する審議答申を行っています。

指名・報酬委員会は、取締役会の決議により、当社取締役3名以上を選出して構成し、委員の過半数は東京証券取引所に独立役員として届け出た社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）とし、委員長は独立社外取締役より選定するものとしています。

独立社外取締役石井隆一を委員長として、独立社外取締役江尻裕一、独立社外取締役中野功一、代表取締役柴田紳及び社外取締役市川雄介の取締役5名（うち監査等委員2名）で構成されています。

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を計3回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の通りです。

区分	氏名	指名・報酬委員会出席状況
独立社外取締役	藤沢 久美	全1回中1回
独立社外取締役	江尻 裕一	全3回中3回
独立社外取締役（監査等委員）	大野 直志	全1回中1回
独立社外取締役（監査等委員）	中野 功一	全2回中2回
指名・報酬委員長 独立社外取締役（監査等委員）	石井 隆一	全3回中3回
代表取締役社長	柴田 紳	全3回中3回
社外取締役（監査等委員）	市川 雄介	全3回中3回

- （注）1．藤沢久美は2024年6月28日付で指名・報酬委員会の委員を退任し、退任までに開催された指名・報酬委員会全てに出席しています。なお、藤沢久美は2025年6月27日の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
- 2．大野直志は2024年6月28日の定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を任期満了により退任し、また同日付で指名・報酬委員会の委員を退任しました。退任までに開催された指名・報酬委員会全てに出席しています。
- 3．中野功一は2024年6月28日付で指名・報酬委員会の委員に就任し、就任後に開催された指名・報酬委員会2回全てに出席しています。

当事業年度の指名・報酬委員会における具体的な検討事項は、取締役の選任及び代表取締役の選定に関する事項、役員報酬制度に係る方針、代表取締役社長が作成した各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬案、サクセッションプラン及びスキルマトリクス等の作成及び開示の方針等です。

二．内部監査室

当社では、監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名及び内部監査室長が選任した補助員2名が社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社グループ各部署の業務全般を監査しています。内部監査室長は他部署を兼務しており、兼務先の部署に対する内部監査は当該部署に所属しない補助員が実施しています。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長へ事実確認を行い、その場で内部監査結果について被監査部門長へ報告した後、内部監査報告書を作成し、社長に報告しています。指摘事項の改善点については、社長名にて被監査部門へ改善計画の提出を求める指示を出し、業務改善を行っています。

ホ．サステナビリティ推進室

当社では、2023年10月、適切なサステナビリティ推進体制の整備及び強化を図ることを目的として、サステナビリティ推進室を設置しました。サステナビリティ推進室では、責任者である代表取締役社長により選任されたサステナビリティ推進室長及びサステナビリティ推進室長が選任した補助員1名が、サステナビリティ推進規程に基づき、当社グループ各部署において横断的にサステナビリティ推進体制の整備及び運用を行っています。サステナビリティ推進室長はコーポレートディビジョン長を兼任する取締役山下貴史が務めています。

ヘ．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コーポレートディビジョン長又はコーポレートディビジョン長が指名した者を委員長とし、常勤の取締役、監査等委員及び執行役員によって構成され、四半期に1回及び必要に応じて開催しています。コーポレートディビジョン長の指名により、サステナビリティ推進室長が委員長を務めています。グループ会社においてはコーポレートディビジョン長を中心に、コンプライアンス基本方針の遵守のための指導を実施しています。

ト．リスク管理委員会

リスク管理委員会は、コーポレートディビジョン長又はコーポレートディビジョン長が指名した者を委員長とし、常勤の取締役、監査等委員及び執行役員によって構成され、四半期に1回及び必要に応じて開催しています。コーポレートディビジョン長の指名により、サステナビリティ推進室長が委員長を務めています。リスクの把握・評価・予防、発生時の対応・再発防止に努めると共に、サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク等を検討しています。

チ．会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

企業統治に関するその他の事項等

イ．内部統制システムの整備状況

内部統制については、基本的には企業の4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内の全ての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、当社では内部統制システムを整備しています。このほか、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するため「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本方針」を策定し、全従業員に周知しています。

当社の内部統制システムに関しましては、法令・定款の遵守と、業務の効率性・適正性等の確保のため、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めています。この方針に基づく内部統制システムの運用を徹底すると共に必要に応じて改善を行い、一層実効性のある運用に努めてまいります。

2018年10月12日付取締役会で決議した、当社内部統制システム基本方針は下記の通りです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「つぎのアタリマエをつくる」との経営理念を掲げ、全ての役員及び従業員が職務を執行するにあたっての基本方針とする。
- (2) 当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。
全ての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス基本方針」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「コンプライアンス通報規程」によるコンプライアンス通報制度を運用する。
- (4) 当社グループは、独立性を確保した内部監査室を設置し、全ての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。
- (5) 当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力について、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。
反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
- (2) 当社グループは、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査室によるモニタリングの下で、定期的にはリスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「経営計画」を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、連結子会社に対する指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行う。
- (2) 当社グループでは、グループ経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社の常勤取締役及び常勤監査等委員は、連結子会社の常勤取締役及び常勤監査役を原則兼務する。
- (3) 連結子会社の取締役会で決議する事項については、原則として当社の取締役会に報告する。ただし、重要事項については当社の取締役会に付議する。
- (4) 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について内部監査を行い、必要に応じて連結子会社を往査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用を図り、有効性評価、維持・改善等を行う。
- (2) 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査等委員が必要に応じて関係部門と協議の上指名する。
- (2) 監査等委員補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、あらかじめ監査等委員会と事前協議をして同意を得るものとする。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならないが、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査等委員に報告し、制約の排除を求めることができる。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び部門長は、
当社グループの信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
当社グループの業績に著しく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの
その他 ~ に準ずる事項
について、発見次第速やかに監査等委員に報告するものとする。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
- (3) 監査等委員に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。
- (4) 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供するものとする。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。
10. 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員が会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
 - (2) 監査等委員は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役に求めることができる。
 - (3) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (4) 監査等委員は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - (5) 監査等委員は、監査等委員会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うと共に、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

ロ．リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制に関しましては、法令を遵守することを目的に「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」を制定し、その運営をリスク管理委員会、コンプライアンス委員会によって行っています。また様々なリスクを一元的に俯瞰することで、リスクの洗い出し、評価、予防を行い、またリスクが顕在化した場合は迅速かつ確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し当社の企業価値を保全することとしています。

ハ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めています。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という。）とは、会社法第427条第1項及び定款第30条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

ホ．役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社、当社が直接・間接を問わず50%超出資する全ての会社並びに会社法上の子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担していません。被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、当該契約により、かかる損害につき、補填することとしています。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重大な過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしています。

ヘ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の要件、限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものです。

ト．取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものです。

リ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ヌ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは株主への機動的な利益還元を可能とするためです。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.18%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	柴田 紳	1975年8月1日	1998年4月 日商岩井(株)入社 2001年5月 ITX(株)入社 2001年11月 (株)ネットプロテクションズ(旧ネットプロテ クションズ)出向取締役 2004年4月 同社 代表取締役 2004年8月 ITX(株)退社 (株)ネットプロテクションズ(旧ネットプロテ クションズ)転籍 2018年5月 (株)ネットプロテクションズ代表取締役社長 (現任) 2018年7月 当社 代表取締役社長(現任) 2021年5月 恩沛科技股份有限公司 董事長 2022年2月 同社 董事(現任)	(注)4	3,230,761
取締役 CFO	渡邊 一治	1961年10月23日	1984年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1994年10月 朝日アーサーアンダーセン(株)入社 2003年6月 (株)ディスコ入社 2009年11月 (株)スクウェア・エニックス入社 2013年6月 (株)スクウェア・エニックス・ホールディング ス入社 CFO 2013年11月 (株)タイトー取締役 2018年4月 (株)スクウェア・エニックス取締役 2020年7月 (株)ネットプロテクションズ 入社 執行役員 CFO 2020年7月 当社 執行役員CFO 2021年6月 (株)ネットプロテクションズ取締役CFO(現 任) 2021年6月 当社 取締役CFO(現任) 2024年4月 (株)NPファイナンス 監査役 2025年1月 恩沛科技股份有限公司 董事(現任)	(注)4	69,035
取締役 CIO	山下 貴史	1974年7月23日	1999年4月 エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア(株)(現NTT テクノクロス(株))入社 2006年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシア ム(株)(現(株)Hakuhodo DY ONE)入社 2009年12月 同社 e-ビジネス本部システム開発部マネー ジャー 2011年6月 (株)アド・プロ 取締役 2012年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシア ム(株)(現(株)Hakuhodo DY ONE) e-ビジネス本 部シニアマネージャー 2014年5月 (株)ネットプロテクションズ(旧ネットプロテ クションズ)入社 2017年4月 同社 ビジネスアーキテクトグループゼネラ ルマネージャー 2021年3月 (株)ネットプロテクションズ執行役員 2021年3月 当社 執行役員 2022年1月 恩沛科技股份有限公司 監察人(現任) 2023年1月 (株)ネットプロテクションズ 取締役 2024年4月 (株)NPファイナンス 取締役(現任) 2024年5月 (株)ネットプロテクションズ取締役CIO(現 任) 2024年5月 当社 執行役員CIO 2024年6月 同社 取締役CIO(現任) 2025年4月 Công ty TNHH Net Protections Vietnam Chairman(現任)	(注)4	43,103
取締役	秋山 瞬	1983年1月12日	2005年4月 (株)ジェイブレイン入社 2009年10月 (株)ネットプロテクションズ(旧ネットプロテ クションズ)入社 2011年4月 同社 人事総務グループゼネラルマネー ジャー 2015年7月 同社 人事グループゼネラルマネージャー 2015年10月 同社 セールスグループゼネラルマネー ジャー 2017年4月 同社 執行役員 2018年10月 (株)ネットプロテクションズ 執行役員 2023年1月 当社 執行役員 2023年1月 (株)ネットプロテクションズ 取締役(現任) 2024年6月 当社 取締役(現任)	(注)4	112,682

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	江尻 裕一	1966年1月1日	1988年4月 住友商事(株)入社 1998年11月 ソニー(株)(現ソニーグループ(株))入社 2008年2月 台湾樂天市場股份有限公司董事・総経理 2011年5月 楽天(株)(現楽天グループ(株))執行役員 2014年11月 Rakuten Asia Pte. Ltd. Director & COO 2016年7月 Taiwan Japan Industrial Collaboration Promotion Office Special Advisor 2017年2月 アクセラパートナーズ(株)(現(株)yamanoha)代表取締役(現任) 2021年2月 (株)よぎとも代表取締役CEO(現任) 2023年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)4	20,000
取締役	中村 公美	1970年7月4日	1993年4月 安田火災海上保険(株)(現損害保険ジャパン(株))入社 2002年11月 (株)KPMG FAS入社 2005年11月 アントキャピタルパートナーズ(株) プライベート・エクイティ投資グループ ディレクター 2013年7月 (株)LIXILグループ(現(株)LIXIL)新規事業開発室長 2017年8月 日本コカ・コーラ(株) M&A, コンペティティブインテリジェンス, システムエコノミクス統括部長 2018年9月 ユナイテッド(株)執行役員 経営管理本部管掌 2021年1月 日本板硝子(株)執行役員 CCPO(最高経営企画責任者)経営企画統括部長 2023年4月 同社 執行役CCDO(最高事業開発責任者)コーポレート事業開発統括部長 2024年3月 ピアメカニクス(株)社外取締役(現任) 2024年6月 (株)ティーガイア社外取締役 2024年12月 (株)LIFULL社外取締役(現任) 2025年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役	滝田 健太郎	1975年6月18日	2004年12月 リコーリース株式会社 入社 2019年10月 同社 事業開発本部 環境・エネルギー営業部長 2024年4月 同社 執行役員 経営管理本部 経営企画部長 2025年4月 同社 執行役員 経営管理本部長(現任) 2025年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	中野 功一	1960年2月25日	1982年4月 日産自動車株式会社入社 2000年6月 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント・ジャパン(現(株)コナミデジタルエンタテインメント)取締役 2003年4月 コナミ株式会社(現コナミグループ(株)) IR部 部長 2006年12月 株式会社朝日ネット 経営企画室長 2013年6月 同社 取締役 2019年12月 株式会社ビジコム 監査役 2024年4月 当社 顧問 2024年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年6月 (株)ネットプロテクションズ監査役(現任) 2024年6月 (株)NPファイナンス 監査役(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	佐藤 有紀 (本名: 砂田 有紀)	1977年5月27日	2005年10月 山本総合法律事務所(現山本・柴崎法律事務所)入所 2006年5月 ホワイイト&ケース法律事務所 White & Case LLP入所 2013年10月 弁護士法人苗村法律事務所(2014年12月~2016年11月まで弁護士法人虎門中央法律事務所)社員 2015年5月 (株)はてな社外監査役(現任) 2016年6月 (株)ZUU社外監査役 2016年9月 (株)ディー・エル・イー社外監査役 2016年12月 King & Wood Mallesons法律事務所・外国共同事業パートナー 2018年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年1月 創・佐藤法律事務所入所(現任) 2020年6月 弁護士法人 創・佐藤法律事務所代表弁護士(現任) 2021年6月 (株)ディー・エル・イー社外取締役(監査等委員) 2021年11月 (株)ココナラ社外取締役 2024年4月 トバーズ・リージョナル・パートナーズ(株)監査役(現任) 2025年6月 株式会社GENOVA社外取締役(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	石井 隆一	1965年 5月31日	1989年 4月 (株)ブリヂストン入社 1995年 1月 Bridgestone/Firestone Inc., 入社 2000年 1月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社 2008年 8月 So-net Entertainment Taiwan CEO 2014年 1月 ソネット(株) (現ソニーネットワークコミュニ ケーションズ(株)) 代表取締役社長 2014年 1月 ソネットメディアネットワークス(株) (現SMN (株)) 社外取締役 2016年 6月 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株) 取締役EVP 2017年 1月 ソネットメディアネットワークス(株) (現SMN (株)) 代表取締役社長 2021年 6月 SMN(株)代表取締役会長 2023年 1月 アークシステムワークス(株)社外取締役 (現 任) 2023年 2月 ギリア(株)顧問 2023年 3月 クオインタムリープ(株)パートナー (現任) 2023年 4月 クオインタム・リープ・グロース・イニシア ティブ(株)代表取締役社長Co-Founder (現任) 2023年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 9月 (株)ブレインパッド 社外取締役 (現任) 2024年 6月 (株)ティーガイア 社外取締役 2024年 6月 当社 指名・報酬委員長 (現任)	(注) 5	10,000
取締役 (監査等委員)	市川 雄介 (本名： 小坂 雄介)	1975年 8月20日	1998年 4月 (株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行 2003年 3月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社 (現任) 2012年 1月 (株)メガネスーパー (現(株)VHリテールサービ ス) 取締役 2012年 5月 (株)メガネスーパー (現(株)VHリテールサービ ス) 取締役兼執行役員 2016年 2月 イチボン(株)取締役 2016年 7月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロテ クションズ) 取締役 2016年 10月 (株)おいしいプロモーション (現オイシース (株)) 代表取締役 2017年 4月 イチボン(株)代表取締役 2017年 5月 (株)おいしいプロモーション (現オイシース (株)) 取締役 (現任) 2017年 11月 (株)ビジョナリーホールディングス取締役 2018年 5月 (株)ネットプロテクションズ取締役 (現任) 2018年 6月 (株)日本銘菓総本舗代表取締役 2018年 7月 当社 (旧NPホールディングス) 取締役 2018年 8月 (株)庫や取締役 2018年 10月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2019年 2月 マテリアルグループ(株)取締役 (現任) 2019年 5月 (株)AP64 (現(株)ナレルグループ) 代表取締役 2019年 11月 (株)ワールドコーポレーション取締役 2019年 11月 (株)AP64 (現(株)ナレルグループ) 取締役 2020年 3月 (株)日本銘菓総本舗 取締役 2020年 3月 (株)おいしいプロモーション (現オイシース (株)) 代表取締役 2021年 8月 (株)ミライサイテキグループ (現スパイラル (株)) 代表取締役 2021年 10月 (株)キット取締役 (現任) 2021年 10月 (株)ネオ・ホールディングス (現(株)ネオテラ ス) 代表取締役 2021年 12月 (株)ネオ・ホールディングス (現(株)ネオテラ ス) 取締役 (現任) 2022年 12月 エコロシティ(株) (現(株)恵比寿) 社外取締役 2023年 5月 エコロシティ(株)取締役 (現任) 2023年 6月 スパイラル(株)取締役 (現任) 2024年 4月 日本化成(株)代表取締役 2025年 6月 日本化成(株)取締役 (現任)	(注) 5	-
計					3,485,581

- (注) 1. 2018年10月12日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しています。
2. 取締役江尻裕一、中村公美、滝田健太郎、中野功一、佐藤有紀、石井隆一及び市川雄介は、社外取締役です。
3. 当社の監査等委員会については以下の通りです。
委員長 中野功一、委員 佐藤有紀、委員 石井隆一、委員 市川雄介
4. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 監査等委員である取締役の任期は、中野功一、佐藤有紀、市川雄介は2026年3月期に係る定時株主総会終結の時まで、石井隆一は2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を7名、うち監査等委員を4名選任しています。

社外取締役である江尻裕一は、株式会社yamanoha及び株式会社よきともの代表取締役です。当社子会社である株式会社ネットプロテクションズは、株式会社yamanohaとの間で、アドバイザーに係る契約がありますが、金額的に僅少であり、これを除き、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である中村公美は、複数の会社での社外役員等を歴任しています。当社は、各社及び同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である滝田健太郎は、リコーリース株式会社の執行委員 経営管理本部長です。当社グループは、同社との間で資本的关系を有しており、収納代行業務委託契約、複合機・PC等のリース契約及び同社を営業代理店とする契約等を締結し取引関係を有していますが、これを除き、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である中野功一は、当社子会社である株式会社ネットプロテクションズの常勤監査役及び当社連結子会社である株式会社NPファイナンスの監査役です。同氏は当社及び当社グループにおいて、業務執行取締役又は使用人となったことはありません。上記以外に、同氏との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である佐藤有紀は、創・佐藤法律事務所所属の弁護士です。当社は、創・佐藤法律事務所及び同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である石井隆一は、クオンタムリープ・グロース・イニシアティブ株式会社の代表取締役社長Co-Founderです。当社は、クオンタムリープ・グロース・イニシアティブ株式会社及び同氏との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である市川雄介は、株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーであり、また当社子会社である株式会社ネットプロテクションズの非常勤取締役です。同氏は、過去に当社の監査等委員でない非常勤取締役でしたが、当社及び当社グループにおいて業務執行取締役となったことはありません。同氏が当社の大株主である株式会社アドバンテッジパートナーズから派遣されていることを除き、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家としてビジネス・法務などの幅広い見識に基づき、より広い視野での経営意思決定と社外からの経営監視を行い、また、監査等委員である取締役は、取締役の業務執行状況を監査・監督し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えています。

当社においては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に、独立役員である社外取締役を選任しています。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を開催し、課題及び改善事項等の情報共有を行い、相互の連携を高めることで、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期した三様監査体制を整備しています。また、社外取締役は、取締役会において、監査等委員監査及び内部監査の結果について報告を受け、取締役会の意思決定の適法性を確保する助言・提言が可能な体制としています。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

イ．監査等委員会監査の組織、人員及び手続

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は社外取締役4名（うち常勤取締役1名）で構成されています。社外取締役佐藤有紀は弁護士であり、常勤社外取締役中野功一は他社での経営管理及び監査に関する経験を有しており、社外取締役市川雄介は金融機関役員及び他社での経営経験を有しており、また社外取締役石井隆一は他社での経営経験を有しており、それぞれ法務、財務及び会計等の監査関連知識について十分な知見を有しています。監査等委員は、監査等委員会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席を通じ、業務及び財産の調査、取締役・従業員・会計監査人からの報告聴取、重要書類の閲覧等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っています。

ロ．当事業年度における監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当社は月1回又は必要に応じて監査等委員会を開催し、監査等に関する重要な事項についての報告、協議又は決議を行っています。当事業年度において各監査等委員は全ての監査等委員会に出席しています。監査等委員会では、策定した監査計画に基づき実施した監査業務の報告、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換を行っています。当事業年度において監査等委員会を計14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
大野 直志（注）1	4回	4回
中野 功一（注）2	10回	10回
佐藤 有紀	14回	14回
市川 雄介	14回	14回
石井 隆一	14回	14回

（注）1．監査等委員である社外取締役であった大野直志は2024年6月28日付で常勤社外取締役を任期満了により退任しました。

2．監査等委員である社外取締役中野功一は2024年6月28日の就任後の状況を記載しています。

当事業年度における監査等委員会の主な協議事項及び報告事項は以下の通りです。

協議事項	監査方針及び監査計画の策定、監査等委員（補欠監査等委員を含む。）選任議案に関する同意、監査報告書の作成、常勤監査等委員の選定、代表取締役との意見交換会の実施、会計監査人の監査の相当性に関する意見形成、会計監査人の監査報酬に関する同意等
報告事項	監査活動（会計監査人との意見交換の内容、内部通報があった際の対応、その他取締役の職務執行状況等）

内部監査の状況等

イ．内部監査の組織、人員及び手続並びに内部監査の実効性を確保するための取組

当社では、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室長1名及び内部監査室長が選任した補助員2名が社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社グループ各部署の業務全般を監査するとともに、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制監査を実施しています。

内部監査室長は他部署を兼務しており、兼務先の部署に対する内部監査は当該部署に所属しない補助員が実施しています。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長へ事実確認を行い、内部監査報告書を作成した後、内部監査結果について社長及び取締役会への報告及び被監査部門長への通知を行っています。指摘事項の改善点については、社長名にて被監査部門へ改善計画の提出を求める指示を出し、業務改善を行っています。また、社長及び監査等委員との間で定期的に経営課題に関するディスカッションを行い、翌期以降の内部監査を改善することにより、ガバナンスの維持・発展を図ってまいります。

内部統制監査については、年度ごとに財務報告に係る内部統制の評価計画を策定の上、運用状況を監査し、内部統制の有効性の評価及び取締役会に対して内部統制評価結果の報告を行っています。

ロ．内部監査、監査等委員会監査並びに会計監査の相互連携

内部監査室、監査等委員会並びに会計監査人は、会合を開催し、課題及び改善事項等の情報共有を行い、相互の連携を高め、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めることで、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しています。

会計監査の状況

イ．提出会社の監査公認会計士等

(イ) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ロ) 継続監査期間

6年間

(ハ) 業務執行した公認会計士及び継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 福田 慶久

指定有限責任社員 業務執行社員 越智 啓一朗

(注) 継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名 その他22名

ロ．監査公認会計士等の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、監査法人が独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視し、検証しています。それらの結果により、EY新日本有限責任監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、かつ、当社グループの事業等を理解していることを勘案し、当該監査法人を選定しています。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社はこれを株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

ハ．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っています。監査法人の品質管理の状況、担当監査チームの独立性や職業的懐疑心の発揮、監査の方法と結果の相当性の観点から、評価を行い、現在の監査法人を再任することが適当であると判断しています。

ニ．監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	23	-	21	-
連結子会社	23	-	26	-
計	47	-	48	-

会計監査人の報酬額については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

(ロ) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(ハ) 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模及び特性、監査日数等を総合的に判断し、監査等委員会同意のもと、取締役会にて決定しています。

(ニ) 監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社グループの事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、同意の判断を行っています。

(ホ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	2	-	1	-
計	2	-	1	-

当社の連結子会社であるNet Protections Vietnam Co.,Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngに対して、監査証明業務に対する報酬を支払っています。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2025年5月29日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、単に「取締役」という。）の報酬決定方針を決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、単に「取締役」という。）の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮した上で決定しています。常勤取締役の金銭報酬として、業績連動報酬等を毎月支給しています。当該業績連動報酬等については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性及び客観性を高めるために「GMV」及び「税引前利益」を業績指標の内容とし、その額については、各事業年度の連結税引前利益の目標値に対する達成度に応じて常勤取締役全員に支給する業績連動報酬等の総額を決定の上、その総額の範囲で、常勤取締役の個人別の報酬等として、役位別に定めた額と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給しています。

取締役に對し、非金銭報酬等である株式報酬として、譲渡制限期間は3年以上とする譲渡制限付株式を付与しています。取締役に付与する数は、当社の業績・経営環境などを考慮しながら、役位に応じて取締役会の決議により決定しています。

常勤取締役に對し、業績に連動する非金銭報酬等である株式報酬として、3事業年度以上の期間を業績評価期間として定め、当該業績評価期間における業績目標及び役位別の基準交付株式数を設定し、業績評価期間終了後に業績目標の達成度に応じ株式を交付し、一部を金銭で支給します。業績目標は、当社の株式の市場価格を示す指標（TSR等）を中心とし、売上高の状況を示す指標（GMV等）、利益の状況を示す指標（税引前当期純利益等）を組み合わせた指標とします。業績評価期間、業績目標及び役位別の基準交付株式数は、当社の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

常勤取締役の報酬等は、役職別に定められた月額固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成し、適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させています。また、非常勤取締役の報酬等は、月額固定報酬等、及び非金銭報酬等（業績に連動しないものに限る。）を適切な割合で組み合わせることにより、ガバナンスに支障を及ぼさない範囲で健全なインセンティブとして機能させることとしています。

取締役の個人別の報酬等の額については株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長に對し、各取締役に對して支払われる月額固定報酬等及び業績連動報酬等、並びに非金銭報酬等の具体的な額の決定を委任しています。

ロ.取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2019年6月21日です。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、監査等委員は3名）です。決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對する報酬額を年額金2億円以内とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對して支払われる報酬の具体的な額の決定は取締役会に一任するもの、及び監査等委員である取締役に對する報酬額を年額金1億円以内とし、各監査等委員である取締役に對して支払われる報酬の具体的な額の決定は監査等委員である取締役の協議に一任するものです。このうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對する報酬等の額については、2025年6月27日開催の定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役に對しては年額50百万円以内）に改定しています。当該定時株主総会終結時における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は3名）です。

また、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に對する株式報酬としての譲渡制限付株式の付与のための報酬等に関する株主総会の決議を、2022年6月29日に行い、2025年6月27日開催の定時株主総会において一部を改訂しています。当該決議においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額30百万円（うち社外取締役分は年額5百万円）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数を年90,000株（うち社外取締役分は年15,000株）と、監査等委員である取締役に對しては、年額5百万円、年間15,000株を上限としています。

ただし、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数については、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整することとしています。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員による協議で決定するものとしています。

さらに、上記の各報酬枠とは別枠で、2025年6月27日開催の定時株主総会において、3事業年度以上（期間の途中で対象となる者については1事業年度以上）で当社の取締役会が定めた期間における業績目標を達成した場合に、業績評価期間終了後に、当社株式を交付し、一部を金銭で支給する、業績条件付株式報酬制度を導入しています。業績条件は、当社の取締役会があらかじめ定めた業績評価期間における業績目標を達成することであり、具体的な業績目標は、当社の株式の市場価格の状況を示す指標（TSR等）を中心とし、売上高の状況を示す指標（GMV等）、利益の状況を示す指標（税引前当期純利益等）を組み合わせる等その他当社の取締役会が決定した指標とし、勤務条件は、対象となる取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあることとしております。かかる制度によって当社が発行又は処分する当社株式の総数は、年500,000株以内、支給される金銭の総額は年2億円以内としています。

八．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2025年6月27日開催の取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定を代表取締役社長である柴田紳に一任しています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び経営状況を俯瞰しつつ、各取締役の職務内容・職位・貢献度等について適切かつ総合的な判断が可能であると判断しているためです。

なお、当社は取締役会から独立した諮問機関として、社外取締役を委員長とし、取締役（うち過半数は社外取締役）で構成される取締役会から独立した任意の指名・報酬委員会を設置しており、当社株式が東京証券取引所に上場された日より運用を開始しました。運用開始以降は、上記の通り委任を受けた代表取締役社長が作成した報酬案について、指名・報酬委員会にて審議答申の上、株主総会決議の範囲内で最終的な報酬額等を代表取締役社長が決定することとしています。

二．業績連動型株式報酬制度に係る指標の根拠及び具体的な算定方法

業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」という。）は、3事業年度以上の期間（期間の途中で対象となる者については1事業年度以上の期間）を業績評価期間として定め、当該業績評価期間における評価指標及び役位別の基準交付株式数を設定し、業績評価期間終了後に評価指標の達成度に応じ株式を交付し、一部を金銭で支給するものです。PSU制度に基づいて、2025年に開始する事業年度から2028年に終了する事業年度（以下「対象事業年度」という。）を対象として、最終的に交付される株式数（以下「最終交付株式数」という。）及び最終的に支給される金銭の額（以下「最終支給金額」という。）は、以下の算定式により算出します。なお、1人あたりの最終交付株式数の上限は76,138株、最終支給金額の上限は82,810,618円とします。

最終交付株式数：〔役位別基準交付株式数×各評価指標の目標達成率×評価ウエイトの合計〕×（55/100）

最終支給金額：〔役位別基準交付株式数×各評価指標の目標達成率×評価ウエイトの合計〕
× PSU制度における株式の交付に係る取締役会決議日の前営業日の終値×（45/100）

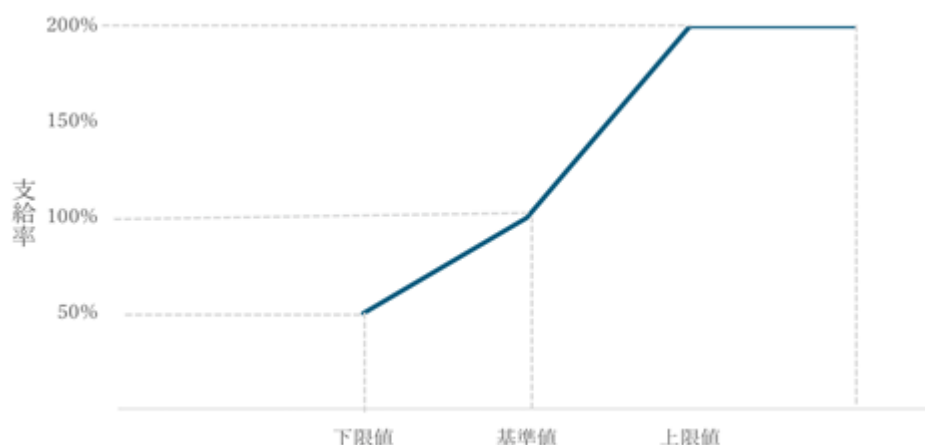
上記各算定式における各数値は、以下の通りです。

〔役位別基準交付株式数〕

役位	基準交付株式数
CEO	69,217株
CFO	40,311株
CIO	30,920株
その他取締役	26,721株

〔各評価指標目標達成率〕

PSU制度に係る評価指標及びその達成率は、以下のA・B・Cとしています。なお、後記各評価指標の表中における「傾斜線形型」とは、以下の表によります。



〔評価指標 A〕

対象事業年度におけるGMV (non-GAAP) (連結) の総額に、[当社の指名報酬諮問委員会において定める評価係数を乗じた金額]とし、評価指標達成率は、以下の通りとします(1%未満の値は切り捨てる。)

GMV (non-GAAP) (連結)	評価指標達成率
854,437百万円未満の場合	0%とする
854,437百万円以上、1,060,000百万円未満の場合	50%から100%までの傾斜線形型による
1,060,000百万円以上、1,253,811百万円未満の場合	100%から200%までの傾斜線形型による
1,253,811百万円以上の場合	200%とする

〔評価指標 B〕

対象事業年度における税引前当期純利益(連結)の総額とし、評価指標達成率は、以下の通りとします(1%未満の値は切り捨てる。)

税引前当期純利益(連結)	評価指標達成率
2,487百万円未満の場合	0%とする
2,487百万円以上、3,577百万円未満の場合	50%から100%までの傾斜線形型による
3,577百万円以上、5,024百万円未満の場合	100%から200%までの傾斜線形型による
5,024百万円以上の場合	200%とする

〔評価指標 C〕

TSR (株主総利回り)とし、評価指標達成率は、後記TSRの算定式に定めるとおり、対象事業年度中の当社のTSRを、同期間中のグローバルX フィンテック日本株式ETF (以下「GXF」)の成長率で除して算出する当社の株式成長率(株式成長率については、小数点第三位を四捨五入した値とする。)に応じて、以下の通りとします(1%未満の値は切り捨てる。)

TSR (当社の株式成長率)	評価指標達成率
100%未満の場合	0%とする
100%以上300%までの場合	50%から100%までの傾斜線形型による
300%条600%までの場合	100%から200%までの傾斜線形型による
600%以上の場合	200%とする

TSRの算定は、以下の算定式によって算出します。

当社の 株式成長率 (%)	=	対象事業年度中の当社のTSR (株主総利回り)	
		対象事業年度中のGXFの成長率	
	=	(B + C) ÷ A	× 100
		E ÷ D	
		A :	2025年1月1日から2025年3月末日までの期間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
		B :	権利確定日の前営業日から遡って3か月の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
		C :	対象事業年度の当社の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額
		D :	2025年1月1日から2025年3月末日までの期間のGXFの終値の単純平均値
		E :	権利確定日の前営業日から遡って3か月のGXFの終値の単純平均値

()ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減する場合は、併合・分割の比率により調整いたします。

〔各評価指標に係る評価ウエイト〕

評価指標A (GMV (non-GAAP)) : 30%

評価指標B (税引前当期純利益(連結)) : 30%

評価指標C (TSR (株主総利回り)) : 40%

〔PSU制度における株式の交付に係る取締役会決議日の前営業日の終値〕

対象事業年度終了後に、当社取締役会がPSU制度に係る取締役会決議を行う日の直前営業日における、当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)となります。

〔途中退任時の支給金額〕

2025年に開催される当社の定時株主総会の日から2028年に開催される当社の定時株主総会の日までの間(以下「本役務提供期間」といいます。)に、死亡その他当社の取締役会が定める正当な理由により当社の取締役を退任した場合には、以下の算定式による金銭を支給します。

<算定式>

支給金額 = ()役員別基準交付株式数 × ()役務提供期間比率 × ()退任日前営業日の終値 × 0.7

()役員別基準交付株式数は、本二. に定める役員別基準交付株式数とする。

()役務提供期間比率は、以下の通りです。

在任期間比率	=	本役務提供期間における在任月数
		36

()退任日前営業日の終値

退任日前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)となります。

〔組織再編時の支給金額〕

PSU制度に係る株式の交付の日の前に、以下の組織再編等がある場合、以下の算定式による金銭を支給します。

組織再編等

・以下の各事項が当社の株主総会(株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合(以下に定める日が株式の交付の日の前に到来するときに限る。)

a. 当社が消滅会社となる合併契約: 合併の効力発生日

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。): 会社分割の効力発生日

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画: 株式交換又は株式移転の効力発生日

d. 株式の併合(基準交付株式数に当該株式の併合比率を乗じた数が1に満たない端数のみとなる場合に限る。): 株式の併合の効力発生日

e. 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得: 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

f. 当社株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）：会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

・当社を完全子会社とする株式交付が、当該株式交付親会社の株主総会において決議された場合（ただし、株式交付の効力発生日が、PSU制度における株式の交付の日より前に到来するときに限る。）

算定式

支給金額 = () 役員別基準交付株式数 × () 役務提供期間比率
× () 組織再編等承認日の前営業日の終値 × 0.7

() 役員別基準交付株式数は、本二. に定める役員別基準交付株式数とする。

() 役務提供期間比率は、以下の通りです。

在任期間比率	=	本役務提供期間における組織再編等承認日までの在任月数
		36

() 組織再編等承認日の前営業日の終値

組織再編等承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。

役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	104,964 (12,000)	99,433 (12,000)	- (-)	5,531 (-)	5,531 (-)	7 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22,200 (22,200)	22,200 (22,200)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外取締役)	127,164 (34,200)	121,633 (34,200)	- (-)	5,531 (-)	5,531 (-)	11 (6)

(注) 1. 上記は無報酬の社外取締役(監査等委員を除く)1名を除いています。

2. 上記は無報酬の社外取締役(監査等委員)1名を除いています。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の目的で保有する投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しています。

株式会社ネットプロテクションズにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社ネットプロテクションズについては以下の通りです。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	232
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の 合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS会計基準」という。)に準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRS会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRS会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下の通りです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っています。
- (2) IFRS会計基準の適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRS会計基準に基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRS会計基準に準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8	10,810	17,039
営業債権及びその他の債権	9	29,238	32,810
営業貸付金	9	-	180
棚卸資産		11	28
その他の流動資産	11	637	481
流動資産合計		40,698	50,540
非流動資産			
有形固定資産	12,17	354	686
のれん	13	11,608	11,608
その他の無形資産	13	4,671	4,886
その他の金融資産	10	898	958
繰延税金資産	15	1,784	1,884
その他の非流動資産	11	262	282
非流動資産合計		19,580	20,307
資産合計		60,279	70,848
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18	32,226	38,940
短期借入金	16	3,431	4,766
リース負債	17	101	262
その他の金融負債		6	9
未払法人所得税等		298	780
引当金	20	57	33
従業員給付に係る負債	19	564	556
その他の流動負債	21	688	899
流動負債合計		37,374	46,249
非流動負債			
長期借入金	16	4,974	4,984
リース負債	17	35	270
引当金	20	113	112
非流動負債合計		5,123	5,368
負債合計		42,498	51,618
資本			
資本金	22	4,134	4,213
資本剰余金	22	14,196	14,275
利益剰余金	22	805	544
その他の資本の構成要素		178	136
親会社の所有者に帰属する持分合計		17,704	19,169
非支配持分		76	60
資本合計		17,780	19,229
負債及び資本合計		60,279	70,848

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益	24	20,313	22,438
その他の収益	25	531	593
営業収益合計		20,844	23,032
営業費用	26	21,472	20,929
営業利益又は損失()		627	2,103
金融収益	27	1	129
金融費用	27	194	93
税引前利益又は損失()		820	2,139
法人所得税費用	15	30	801
当期利益又は損失()		851	1,337
当期利益又は損失()の帰属			
親会社の所有者		828	1,350
非支配持分		22	12
当期利益又は損失()		851	1,337
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益又は損失()(円)	28	8.55	13.86
希薄化後1株当たり当期利益又は損失()(円)	28	8.55	13.73

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期利益又は損失()		851	1,337
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の外貨換算差額		120	45
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		120	45
その他の包括利益合計		120	45
当期包括利益		730	1,291
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		714	1,307
非支配持分		15	16
当期包括利益		730	1,291

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計		
2023年4月1日残高	4,113	14,168	22	64	18,369	98	18,467
当期損失（ ）	-	-	828	-	828	22	851
その他の包括利益	-	-	-	114	114	6	120
当期包括利益合計	-	-	828	114	714	15	730
新株の発行等	17	17	-	-	34	-	34
株式に基づく報酬取引	3	4	-	-	8	-	8
その他	-	6	0	-	6	6	0
所有者との取引額合計	21	27	0	-	49	6	42
2024年3月31日残高	4,134	14,196	805	178	17,704	76	17,780

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計		
2024年4月1日残高	4,134	14,196	805	178	17,704	76	17,780
当期利益	-	-	1,350	-	1,350	12	1,337
その他の包括利益	-	-	-	42	42	3	45
当期包括利益合計	-	-	1,350	42	1,307	16	1,291
新株の発行等	76	76	-	-	152	-	152
株式に基づく報酬取引	2	3	-	-	5	-	5
その他	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	78	79	-	-	157	-	157
2025年3月31日残高	4,213	14,275	544	136	19,169	60	19,229

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益又は損失()		820	2,139
減価償却費、償却費及び減損損失		1,626	1,629
株式報酬費用		9	5
金融収益及び金融費用		192	35
引当金の増減額(は減少)		57	23
固定資産除却損		28	8
棚卸資産の増減額(は増加)		9	16
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		4,698	3,572
営業貸付金の増減額(は増加)		-	180
営業債務及びその他の債務の増減額		4,992	6,714
その他		187	356
小計		1,585	7,025
利息の受取額		1	11
利息の支払額		35	64
法人所得税の支払額又は還付額(は支払)		380	406
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,931	6,567
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		0	-
有形固定資産の取得による支出		14	63
無形資産の取得による支出		1,726	1,484
長期前払費用の取得による支出		-	17
差入保証金の差入による支出		4	50
差入保証金の回収による収入		0	108
その他の金融資産の取得による支出		15	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,760	1,506
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)	29	431	1,351
リース負債の返済による支出	29	391	294
株式の発行による収入		34	152
財務活動によるキャッシュ・フロー		75	1,209
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	40
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		246	6,229
現金及び現金同等物の期首残高	8	10,564	10,810
現金及び現金同等物の期末残高	8	10,810	17,039

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ネットプロテクションズホールディングス（以下「当社」もしくは「親会社」という。）は日本に所在する株式会社です。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト

（<https://corp.netprotections.com/>）で開示しています。当社の連結財務諸表は、2025年3月31日を期末日とし、親会社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されています。

当社グループの事業内容は、決済ソリューション事業です。決済ソリューション事業とは、BNPL決済サービスを中心に、与信に始まり督促・未回収対応まで決済機能全般を担うソリューションをパッケージで提供し、購入者が必要とする決済手段を導入することで、顧客の売上に貢献するサービスです。

2015年11月にアドバンテッジパートナーにより純投資を目的として設立された株式会社AP53（現株式会社ネットプロテクションズ）が、2016年7月に旧株式会社ネットプロテクションズ株式を99.0%取得し、子会社としたのち（当該年度に、のれん11,608百万円が発生しています。）、2018年5月に旧株式会社ネットプロテクションズを吸収合併する形で、その事業を承継しています。その後、2018年7月に現株式会社ネットプロテクションズは株式会社NPホールディングスを設立、持株会社体制へ移行し、2018年10月に商号を株式会社ネットプロテクションズホールディングスに変更し、現在に至っています。以降事業運営は株式会社ネットプロテクションズが行っています。株式移転の目的は、経営問題に柔軟に対応し、グループ全体に経営資源を適切に配分するために、純粋な持株会社に経営機能を集中させることにあります。

2. 作成の基礎

(1) IFRS会計基準に準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRS会計基準に準拠して作成しています。当社は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしていることから、同第312条の規定を適用しています。

本連結財務諸表は、2025年6月27日に代表取締役社長 柴田 紳により承認されています。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しています。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

当連結財務諸表は、当社の財務諸表及びその子会社の財務諸表を連結しています。

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しています。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めています。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えています。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しています。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させています。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されています。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しています。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、原則として被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しています。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末又は四半期連結会計期間末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しています。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しています。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しています。測定期間は最長で1年間です。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識していません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しています。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
 - ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
 - ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ
- 段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しています。

(3) 外貨換算

外貨建取引

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨でもある日本円で表示しています。

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

在外営業活動体の財務諸表

在外子会社等の資産及び負債は期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外子会社等の外貨建財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の資本の構成要素に累積しています。

(4) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

営業債権及び営業貸付金はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。

当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

金融資産は、次の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また次の条件が共に満たされる負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しています。それ以外の負債性金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収及び資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

() 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しています。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しています。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しています。

() 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

() 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

ただし、重要な財務要素を含んでいない営業債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

営業貸付金については、契約上の支払期日より一定期間遅延した場合に、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。また、それらの債権の全体又は一部分について、回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしています。なお、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しています。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分について、当社グループ内における回収手続き及び外部への回収委託を経て、回収不能と判断された時点で直接償却しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

金融負債

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

全ての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

() 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しています。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しています。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しています。

() 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

(6) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下の通りです。

- ・建物附属設備 3 - 24年
- ・工具、器具及び備品 2 - 15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) のれん及びその他の無形資産

のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。なお、のれんの減損については、注記「3. 重要性がある会計方針（9）非金融資産の減損」に記載しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っていません。また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りです。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) リース

当社グループは、一定の有形固定資産のリースを受けています。リース開始日において、使用权資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しています。

使用权資産は、資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却をしています。リース料の支払いは、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しています。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより純損益に認識しています。

(9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、原則としてまずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れています。

のれんを含む資金生成単位グループの減損テストの詳細については「注記14. 非金融資産の減損」を参照ください。

(10) 従業員給付

退職後給付制度

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度を運営しています。確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しています。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として計上しています。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(11) 株式に基づく報酬

ストック・オプション制度

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しています。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

信託型ストック・オプション制度

当社グループは、従業員を対象に信託を通じて自社のストック・オプションを交付する取引を行っています。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しています。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しています。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引しています。時の経過に伴う割引額の割引しは金融費用として認識しています。

(13) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用は資本剰余金から控除しています。

自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しています。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しています。

(14) 収益認識

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、決済ソリューション事業を主な事業としており、サービスの履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しています。主な収益である取引手数料及び請求書発行手数料及び延滞事務手数料は、サービスに対する支配が一時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。また、加盟店の当社サービス加盟料は、当サービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。収益は、顧客との契約において約束された対価である取引価値で測定しています。

また、連結子会社では、後払いサービスの拡大、活性化等を目的としたキャンペーン等を通じて、会員にポイント付与又はキャッシュバックを行っています。会員は、当該ポイントを使って、「atone shops」において景品を獲得したり、後払いの決済に利用することが可能です。当該ポイント付与又はキャッシュバックのうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益から控除しております。

具体的な収益認識に関して、注記「24. 売上収益」に記載しています。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されています。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しています。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されています。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しています。

なお、レンディングサービスを営む子会社から生じた金融収益及び金融費用は、「売上収益」及び「営業費用」に含まれています。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しています。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものです。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しています。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しています。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しています。

(18) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。当社グループの事業内容は、決済ソリューション事業であり、単一のセグメントとして開示しています。

4. 会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している基準及び解釈指針は以下の通りです。

IFRS会計基準		新設・改訂の概要
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書	サプライヤーファイナンス契約の透明性を増進させるための
IFRS第7号	金融商品：開示	開示要求

上記の基準等の適用が連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

5. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループの連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定を設定しています。実際の業績は、これらの見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した会計期間及び将来の会計期間において認識しています。

(1) のれん

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある見積りと仮定は、のれんを含む資金生成単位グループの減損において用いられます。当社グループで認識されているのれんは償却しておらず、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っています。

当該減損テストでは、資金生成単位における処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額として測定しています。使用価値算定の基礎となる資金生成単位における使用期間中の将来キャッシュ・フロー、成長率及び割引率等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

のれんに関する重要な会計上の判断、見積り及び仮定の詳細については「注記14. 非金融資産の減損」を参照ください。

(2) その他

上記のほか、連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う重要な判断に関する情報は、次の注記に含めています。

- ・有形固定資産及び無形資産の耐用年数（注記12、注記13）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記15）
- ・金融資産に係る貸倒引当金（注記31）
- ・公正価値測定（注記31）
- ・収益（注記3.（14）、注記24）

6. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、2025年3月31日現在において当社が適用していない主なものは以下の通りです。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書の比較可能性の改善 ・経営者が定義した業績指標(MPMs: management-defined performance measures)の透明性の向上 ・財務諸表におけるより有用な情報のグルーピング

上記基準書等を適用することによる連結財務諸表への影響は検討中であります。

7. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

なお、当社グループの事業内容は、決済ソリューション事業であり、区分すべきセグメントが存在しないため、報告セグメントは決済ソリューション事業の単一セグメントとなっています。

(2) セグメント収益及び業績

報告セグメントが1つであるため、報告セグメントの売上収益及び利益の記載を省略しています。

(3) 製品及びサービスに関する情報

当社の製品及びサービスに関する情報は、注記「24. 売上収益」に記載しています。

(4) 地域別に関する情報

外部顧客への売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しています。

非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大部分を占めるため、記載を省略しています。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

8．現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物		
現金	0	0
普通預金	10,270	16,174
外貨預金	539	864
合計	10,810	17,039

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しています。

9．営業債権及びその他の債権、及び営業貸付金

営業債権及びその他の債権の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
売掛金	31	419
未収入金	35,796	39,004
貸倒引当金	6,589	6,613
合計	29,238	32,810

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

営業貸付金の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
営業貸付金	-	181
貸倒引当金	-	1
合計	-	180

営業貸付金は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
株式	115	232
投資事業有限責任組合への出資	27	25
長期性預金	2	1
差入保証金	753	693
長期貸付金	-	3
合計	898	958
流動資産	-	-
非流動資産	898	958
合計	898	958

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
その他の流動資産		
前払費用	428	434
未収消費税	207	45
その他	1	1
合計	637	481
その他の非流動資産		
契約コスト	151	137
長期前払費用	111	144
合計	262	282

契約コストの詳細については、注記「24. 売上収益(4) 契約コストから認識した資産」に記載しています。

12. 有形固定資産

増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下の通りです。

取得原価

	建物附属設備	工具、器具及び備品	使用権資産	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	429	302	2,243	22	2,997
取得	102	11	26	-	140
売却又は処分	-	11	0	-	11
科目振替	-	-	-	22	22
その他	2	1	0	-	4
2024年3月31日	534	303	2,270	0	3,108
取得	13	16	690	16	737
売却又は処分	-	1	-	0	1
科目振替	-	-	-	17	17
在外営業活動体の換算差額	2	0	0	-	3
その他	-	-	0	-	0
2025年3月31日	545	317	2,961	-	3,824

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物附属設備	工具、器具及び備品	使用権資産	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	270	230	1,752	-	2,254
減価償却費	88	25	384	-	499
2024年3月31日	359	256	2,137	-	2,753
減価償却費	72	20	292	-	385
在外営業活動体の換算差額	2	0	-	-	2
2025年3月31日	430	276	2,430	-	3,137

帳簿価額

	建物附属設備	工具、器具及び備品	使用権資産	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	158	71	490	22	743
2024年3月31日	174	46	133	0	354
2025年3月31日	115	41	530	-	686

(注) 1. 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含まれています。

2. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、所有権に対する制限及び担保に供した有形固定資産はありません。

3. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、有形固定資産の取得に関するコミットメントはありません。

4. 減損損失及び減損損失の戻入はありません。

13. のれん及びその他の無形資産

(1) 増減表

のれん及びその他の無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下の通りです。

取得原価

	のれん	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	顧客関連資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	11,608	6,062	1,026	2,600	33	21,331
取得	-	12	1,662	-	1	1,676
売却又は処分	-	-	15	-	-	15
ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替	-	1,817	1,817	-	-	-
その他	-	7	3	-	-	3
2024年3月31日	11,608	7,899	851	2,600	34	22,995
取得	-	0	1,475	-	0	1,476
売却又は処分	-	-	7	-	-	7
ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替	-	1,709	1,710	-	-	0
在外営業活動体の換算差額	-	0	-	-	-	0
その他	-	0	5	-	-	5
2025年3月31日	11,608	9,609	605	2,600	35	24,459

償却累計額及び減損損失累計額

	のれん	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	顧客関連資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	-	4,245	0	1,333	11	5,591
償却費	-	884	-	200	1	1,086
減損損失	-	35	1	-	0	36
2024年3月31日	-	5,165	1	1,533	13	6,714
償却費	-	1,047	-	200	1	1,249
2025年3月31日	-	6,212	1	1,733	15	7,963

帳簿価額

	のれん	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	顧客関連資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	11,608	1,816	1,025	1,266	22	15,739
2024年3月31日	11,608	2,734	850	1,066	20	16,280
2025年3月31日	11,608	3,396	603	866	19	16,495

(注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含まれています。

2. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、所有権に対する制限及び担保に供した無形資産はありません。

3. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、無形資産の取得に関するコミットメントはありません。

4. 前連結会計年度において計上した無形資産の減損損失は、連結損益計算書において「営業費用」に含まれています。

5. 当連結会計年度において減損損失及び減損損失戻入はありません。

6. 無形資産の減損損失の詳細については、注記「14. 非金融資産の減損(2)有形固定資産及び無形資産の減損」に記載しています。

7. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自己創設無形資産です。

(2) のれん及び顧客関連資産

のれんは、2016年7月に株式会社AP53（現株式会社ネットプロテクションズ）が実施した株式会社ネットプロテクションズの株式取得により認識したのれん（11,608百万円）です。のれん以外の無形資産のうち、重要なものは旧株式会社ネットプロテクションズの株式取得に伴い認識した顧客関連資産です。組織再編の詳細については注記「1. 報告企業」に記載しています。顧客関連資産は、被取得企業の決済ソリューション事業における特定の顧客との継続的な関係から生じるものであり、当社の将来における超過収益力の根幹をなすものです。当連結会計年度における残存償却期間は4.3年です。

14. 非金融資産の減損

(1) 資金生成単位

当社グループは、経営管理上の事業区分を基準として、BNPL決済サービスソリューション事業全体を1つの資金生成単位として識別しており、有形固定資産及び無形資産17,182百万円を計上しています。

(2) 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループは各報告期間の末日において、有形固定資産及び無形資産について、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っています。

減損損失をした資産の種類別内訳は以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
無形資産		
ソフトウェア	35	-
ソフトウェア仮勘定	1	-
その他	0	-
合計	36	-

(注) 前連結会計年度において、無形資産の一部について主に今後の使用が見込まれなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額36百万円を減損損失として「営業費用」に計上しています。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、今後の使用が見込まれない無形資産の使用価値については、ゼロとしています。

(3) のれんの減損

連結財政状態計算書に計上されているのれんは、株式会社AP53（旧株式会社NPホールディングス、現株式会社ネットプロテクションズ）が株式会社ネットプロテクションズ（旧株式会社ネットプロテクションズ）株式を100%取得したことにより認識されたものであり、旧株式会社NPホールディングスと株式会社ネットプロテクションズ（旧株式会社ネットプロテクションズ）の合併により、合併後会社である現株式会社ネットプロテクションズに引き継がれています（注記「1. 報告企業」をご参照ください）。

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っています。企業結合により生じるシナジー効果及びブランドの効果は資金生成単位グループ全体から生じるため、当該のれんは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されています。

当該資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。

使用価値は、経営者により承認された5年間の事業計画を基礎とし、その後の永続価値を長期成長率2.0%と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しています。長期成長率は資金生成単位グループが属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った永久成長率を指標に用いたものです。この事業計画は、過去の実績値及び外部環境とも整合性を取った上で策定しています。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づき一定の調整をした税引前の割引率（前連結会計年度17.1%、当連結会計年度14.4%）を使用しています。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、5年間の事業計画における売上高算定の基礎となる取扱高の成長率及び割引率です。5年間における毎年の平均成長率は18.2%と見積っています。

前連結会計年度末において見積回収可能価額は、のれんが含まれる資金生成単位グループの資産の帳簿価額を6,585百万円上回っていますが、税引前割引率が3.8%上昇した場合又は各期の将来の見積キャッシュ・フローが24.8%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

当連結会計年度末において見積回収可能価額は、のれんが含まれる資金生成単位グループの資産の帳簿価額を21,076百万円上回っていますが、税引前割引率が9.3%上昇した場合又は各期の将来の見積キャッシュ・フローが49.5%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下の通りです。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	2023年	純損益を通じて	その他	2024年
	4月1日	認識		3月31日
	百万円	百万円		百万円
繰延税金資産				
貸倒引当金	1,762	136	-	1,898
有給休暇に係る負債	59	7	-	67
賞与引当金	54	14	-	68
ポイント引当金	9	2	-	7
未払賞与	8	2	-	10
未払地方特別法人税	1	5	-	6
未払事業税	11	17	-	29
固定資産	22	19	-	42
繰越欠損金	105	39	-	66
リース負債	155	118	-	37
その他	12	3	-	15
合計	2,204	46	-	2,250
繰延税金負債				
未収事業税	33	33	-	-
未収地方特別法人税	11	11	-	-
顧客関連資産	438	69	-	369
アレンジメントフィー	12	3	-	8
使用権資産	147	116	-	30
有形固定資産	11	10	-	22
積立金	25	-	-	25
その他	10	0	-	9
合計	689	223	-	466
純額	1,514	269	-	1,784

当連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

	2024年	純損益を通じて	その他	2025年
	4月 1日	認識		3月31日
	百万円	百万円		百万円
繰延税金資産				
貸倒引当金	1,898	15	-	1,883
有給休暇に係る負債	67	6	-	73
賞与引当金	68	1	-	67
ポイント引当金	7	3	-	10
未払賞与	10	10	-	-
未払費用	-	10	-	10
未払地方特別法人税	6	6	-	-
未払特別法人事業税	-	18	-	18
未払事業税	29	26	-	55
固定資産	42	6	-	36
繰越欠損金	66	29	-	36
リース負債	37	137	-	175
その他	15	10	-	26
合計	2,250	142	-	2,392
繰延税金負債				
顧客関連資産	369	89	-	279
アレンジメントフィー	8	3	-	5
使用権資産	30	144	-	174
有形固定資産	22	8	-	13
積立金	25	-	-	25
その他	9	0	0	9
合計	466	41	0	508
純額	1,784	100	0	1,884

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び未使用の繰越欠損金は以下の通りです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2024年 3月31日)	(2025年 3月31日)
	百万円	百万円
税務上の繰越欠損金	827	1,070
将来減算一時差異	735	1,537
合計	1,563	2,607

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の失効予定は以下の通りです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2024年 3月31日)	(2025年 3月31日)
	百万円	百万円
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	49
4年目	49	111
5年目以降	778	910
合計	827	1,070

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
当期税金費用	299	901
繰延税金費用(注)	269	100
合計	30	801

(注) 繰延税金費用は、国内の税率変更の影響により、当連結会計年度において69百万円増加しております。

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.6	30.6
永久に益金/損金に算入されない項目	6.9	2.1
税額控除	4.8	0.8
繰延税金資産が認識されなかった一時差異等の増減	28.6	2.2
海外子会社の適用税率との差異	3.6	-
子会社の適用税率との差異	-	4.6
適用税率変更に伴う税率差	-	3.3
その他	0.0	0.1
平均実際負担税率	3.7	37.5

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当連結会計年度において30.6%です。

防衛特別法人税に関する規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布されました。これに伴い、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算については、法定実効税率を変更しています。

また、2024年3月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第4号)の適用に伴い、新たに外形標準課税の適用対象となる連結子会社についても、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算について、法定実効税率を変更しています。

当社が所在する日本において、第2の柱モデルルールに則したグローバル・ミニマム課税制度を導入する「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号)が2023年3月28日に成立しました。当該法律は、当社に対して当連結会計年度から適用されますが、当該法律から生じる法人所得税に対するエクスポージャーに重要性はありません。

なお、当社グループは、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債について、IAS第12号「法人所得税」が要求する一時的な例外規定を適用しており、認識及び開示を行っていません。

16. 借入金

(1) 借入金の内訳

借入金の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	返済期限	平均利率
	百万円	百万円		%
短期借入金	3,099	4,000	-	0.90
外貨建短期借入金	331	766		3.57
長期借入金	4,974	4,984	2026年9月(注)3	1.25
合計	8,406	9,751		
流動負債	3,431	4,766		
非流動負債	4,974	4,984		
合計	8,406	9,751		

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均表面利率を記載しています。

2. 借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

3. 当社グループの借入金には、財務制限条項が付されています。

当社は2022年3月28日付で既存借入金の借り換えを目的とした下記内容の金銭消費貸借契約を締結し、2022年3月31日に借入を実行しています。

契約の相手先

株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行

貸付極度額及び借入金額

トランシェA当初借入金額 5,000百万円

トランシェB貸付極度額 7,000百万円

返済期限

(ア) トランシェA元本弁済

2026年9月30日

(イ) トランシェB満期日

各コミットメントライン貸付実行日の応当日

長期借入金については、以下の財務制限条項が付されています。

1. 純資産維持

2023年3月期以降、各事業年度末における当社グループの連結財政状態計算書の資本の部の合計金額が、2022年3月期末における当社グループの連結財政状態計算書の資本の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

2. 調整後EBITDA維持

2022年3月期以降、各事業年度末における当社グループの連結ベースでの調整後EBITDAを2回連続して負の値としないこと。

(2) 担保に供している資産

借入金の担保に供している資産は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
営業債権及びその他の債権	-	1,978
	-	1,978

対応する債務は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	-	766
	-	766

17. リース

当社グループのリース取引は、以下のとおりです。

(1) 借手としてのリース

当社グループにおいて、リース取引による使用权資産は、主に国内拠点の事務所で構成されています。リース契約により課されている制限又は特約に重要なものはありません。また、当連結会計年度において、すでにリース契約を締結しているもののリースが開始されていない重要な契約はありません。

(2) リースに係る費用

リースに係る費用は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
使用权資産の減価償却費		
工具、器具及び備品	1	1
建物及び構築物	382	291
小計	384	292
リース負債に係る金利費用	3	4
少額資産のリースに係る費用	59	51
合計	447	348

(3) 有形固定資産の帳簿価額に含まれる使用権資産

有形固定資産の帳簿価額に含まれる使用権資産の帳簿価額の内訳は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
工具、器具及び備品	1	0
建物及び構築物	131	530
合計	133	530

使用権資産の増加は前連結会計年度26百万円、当連結会計年度690百万円です。当連結会計年度の増加は、主に国内拠点のオフィスの契約更新によるものです。

また、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は前連結会計年度454百万円、当連結会計年度349百万円です。リース負債の満期分析については、注記「31. 金融商品」に記載しています。

なお、少額リースについては支払ったリース料を費用として計上しています。

(4) 延長オプション及び解約オプション

延長オプション及び解約オプションは、主に本社及び支店に係る不動産リースに含まれており、1年間にわたる延長オプション、また、6か月前までに相手方に書面をもって通知した場合に早期解約を行うオプションとなっています。行使することが合理的に確実ではない延長オプションに対応する期間のリース料はリース負債に含まれていません。

なお、これらのオプションは、当社グループが不動産を事業に活用する上で、必要に応じて使用されています。

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
買掛金	703	723
未払金	31,522	38,217
合計	32,226	38,940

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

未払金は、加盟店に対する立替払い分(加盟店利用者の購入代金分)に係る未払いです。

19. 従業員給付

(1) 確定拠出制度

当社及び連結子会社は確定拠出年金制度を採用しています。確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ54百万円、55百万円です。

(2) 従業員給付費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結損益計算書の「営業費用」に含まれる従業員給付費用の合計額は、それぞれ2,625百万円、2,748百万円です。従業員給付費用には、退職後給付費用、給与、賞与、法定福利費等を含めていません。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
給与・賞与等	2,537	2,670
退職給付費用	54	55
株式報酬費用	9	5
有給休暇費用	23	17
合計	2,625	2,748

(3) 従業員給付に係る負債

従業員給付に係る負債の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
未払費用(注)	152	123
未払賞与	211	216
有給休暇に係る負債	200	216
合計	564	556

(注) 未払費用には給与、法定福利費等が含まれています。

20. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下の通りです。

	ポイント引当金	資産除去債務	株主優待引当金
	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	28	84	-
期中増加額(繰入)	20	59	4
割引計算の期間利息費用	-	0	-
期中減少額(戻入)	28	-	-
2024年3月31日	20	144	4
期中増加額(繰入)	30	0	3
割引計算の期間利息費用	-	0	-
期中減少額(目的使用)	-	31	-
期中減少額(戻入)	20	-	4
2025年3月31日	30	112	3

ポイント引当金は、当社グループが運営するポイントプログラムにおいて、会員に付与したポイントの将来の使用に備えて、過年度の実績等を考慮して、将来利用されると見込まれる金額を引当金の金額として算定しています。

なお、当該ポイントの会員による使用には不確実性があります。

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しています。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでいますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

株主優待引当金は、株主優待制度の利用に備えるため、翌連結会計年度に利用されると見込まれる金額を計上しております。

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
流動負債	57	33
非流動負債	113	112
合計	170	146

21. その他の負債

その他の負債の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
その他の流動負債		
預り金	609	869
未払金	70	28
契約負債	-	1
その他	8	-
合計	688	899

22. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数、発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下の通りです。

	普通株式	
	授権株式数	発行済株式総数
	株	株
2023年4月1日	345,300,000	96,825,287
増加(注)1、2	-	461,998
減少(注)	-	-
2024年3月31日	345,300,000	97,287,285
増加(注)3、4	-	2,019,342
減少(注)	-	-
2025年3月31日	345,300,000	99,306,627

当社の発行する普通株式は、全て権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっています。

- (注) 1. 発行済株式数の増加の一部は、新株予約権の行使(438,000株)による増加であり、資本金及び資本剰余金がそれぞれ17,387千円増加しています。
2. 発行済株式数の増加の一部は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行(23,998株)によるものであり、資本金が3,863千円、資本剰余金が4,142千円増加しています。
3. 発行済株式数の増加の一部は、新株予約権の行使(1,995,343株)による増加であり、資本金及び資本剰余金がそれぞれ76,152千円増加しています。
4. 発行済株式数の増加の一部は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行(23,999株)によるものであり、資本金が2,399千円、資本剰余金が3,167千円増加しています。

(2) 自己株式

該当事項はありません。

(3) 資本剰余金

日本における会社法(以下「会社法」という。)では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されています。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(5) その他の資本の構成要素

外貨建てで作成された在外営業活動体の財務諸表を表示通貨である日本円に換算する際に生じた為替換算差額です。

23. 配当金

配当金の支払額は以下の通りです。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

24. 売上収益

(1) 収益の分解

分解した収益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
NP後払い	14,850	15,504
NP掛け払い	3,580	4,489
atone	1,408	1,856
AFTEE	421	543
その他	52	43
合計	20,313	22,438

(注) 単一セグメントであるため、主要なサービス別の収益の内訳を記載しています。

当社グループは、信用リスク保証型のBNPL決済サービスを提供しています。BNPL決済サービスは、購入者が当社グループの加盟店から商品を購入したのち、加盟店から債権を譲り受け、購入代金を立替払いし、当社グループが購入者に対して請求書発行を行うサービスです。当該事業は主に、NP後払い事業、NP掛け払い事業、atone事業、AFTEE事業から構成されており、主なサービスを以下の通り提供しています。NP後払い事業はECを対象にしたBtoC取引向けのBNPL決済サービス、NP掛け払い事業は企業間取引における少額債権を主対象としたBtoB取引向けのBNPL決済サービス、atoneはBtoC取引を対象としたスマートフォンを活用した会員登録制のBNPL決済サービス、AFTEEはatoneと同様のサービスを台湾とベトナムで展開しています。

当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントであり、主要なサービスの当社の履行義務及び収益認識時点を以下の通り認識しています。

NP後払い

NP後払いは、当社グループの加盟店において、商品購入者に売買代金のBNPL決済サービスを提供することで、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するものです。当社グループは商品売買代金に係る債権を加盟店から譲り受ける際に、債権額面に対し所定の手数料率を掛けて算出される取引手数料を加盟店から受領します。また、当社グループは、購入者に対して請求書を発行し、請求書発行手数料等を加盟店から受領します。加えて、当社グループは、請求書の発行日から一定の日数を経過した購入者に対して延滞事務手数料を請求し、受領します。

当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供すると共に、購入者に請求書を発行することにあります。従って、都度発生する取引手数料、請求書発行手数料及び延滞事務手数料については、それぞれ加盟店が販売した商品が購入者に着荷した時点、請求書を発行した時点及び請求書の発行日から一定の日数を経過した時点で当社の履行義務が充足され、売上収益を計上しています。

また、加盟店から毎月固定金額を受領する加盟店料に係る当社グループの履行義務は、加盟店にNP後払いなどの当社サービスを契約期間内に継続して提供することです。月額固定で発生する加盟店料については、顧客は均等に利用可能とするサービスから便益を受けると判断しているため、サービス提供期間にわたって売上収益を計上しています。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しており、重要な変動性はありません。また、これらの収益に係る対価は主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでいません。また、顧客との契約以外の源泉から生じた収益の金額に重要性はありません。

NP掛け払い

NP掛け払いは、企業間取引において、商品購入者に売買代金の掛払いサービスを提供することで、顧客である販売企業に対して販売機会を提供するものです。NP後払いと同様に、当社グループは企業間取引で生じた少額債権を対象として、譲渡された債権残高に手数料率を掛けて算出した取引手数料を受領します。また、当社グループは、購入企業に対して請求書を発行し、請求書発行手数料を販売企業から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供すると共に、購入企業に請求書を発行することにあります。当社グループは商品販売後に債権を譲り受けませんが、当該譲り受けは当社グループが購入企業に対する請求書の発行を確定する日(売買取引、金額が確定する日)にされます。取引手数料及び請求書発行手数料はそれぞれ、当該請求書の発行確定日及び請求書を発行した時点で当社の履行義務が充足され、売上収益を計上しています。月額固定で発生する加盟店料についてはNP後払いと同様です。また、取引価額の測定及び金融要素はNP後払いと同様です。

atone

atoneは、当社グループの加盟店であるEC及び実店舗において、会員である商品購入者にキャッシュレスでの購入及び翌月のBNPL決済サービスを提供することで、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するものです。会員である購入者がEC及び実店舗にてキャッシュレスで購入し、翌月にまとめて後払いとした債権が当社グループに譲渡される際に、債権額面に対し所定の手数料率を掛けた取引手数料を加盟店から受領します。また、当社グループは、購入者に対して請求書を発行し請求書発行手数料を購入者から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供すると共に、購入者に請求書を発行することにあります。当社グループの履行義務の充足時点、収益認識時点、取引価額の測定及び金融要素はNP後払いと同様です。

また、連結子会社では、後払いサービスの拡大、活性化等を目的としたキャンペーン等を通じて、会員にポイント付与又はキャッシュバックを行っています。会員は、当該ポイントを使って、「atone shops」において景品を獲得したり、後払いの決済に利用することが可能です。当該ポイント付与又はキャッシュバックのうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益から控除しています。

AFTEE

atoneと同様のサービスを台湾で展開したもので、取引手数料及び請求書発行手数料に係る履行義務の充足時点、収益認識時点、取引価額の測定及び金融要素についてはatoneと同様です。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2023年4月1日)	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権			
売掛金	24	31	419
未収入金	30,119	35,796	39,004
貸倒引当金	5,603	6,589	6,613
合計	24,540	29,238	32,810
契約負債	-	-	1
合計	-	-	1

(注) 1. 未収入金の大部分につきましては、NP後払いの履行義務から生じたものです。

2. 契約負債は「その他の流動負債」に計上しています。契約負債は、主に顧客に支払われる対価のうちポイント相当分です。契約負債は、会員からの売掛金、未収入金の回収に伴い取り崩されます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは実務上の簡便法を適用し、当初の予想残存期間が1年を超える履行義務はないため、履行義務に関する情報の開示を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループは、加盟店との契約を履行するために発生したコストのうち、他の基準の範囲に含まれない、契約又は企業が具体的に特定できると予想される契約に直接関連しており、将来において履行義務の充足に使用される企業の資源を創出するか又は増価するものであり、回収が見込まれるものは資産として認識しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において契約コストから認識した資産(加盟店が当社システムを導入するにあたって生じたシステム開発費用の当社負担分)はそれぞれ138百万円、49百万円です。

契約コストから認識した資産の償却額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ54百万円、62百万円です。なお、前連結会計年度において減損損失を11百万円計上しています。契約コストから認識した資産は連結財政状態計算書におきまして、その他の非流動資産に含まれています。当該資産は加盟店契約の見積継続期間に応じた均等償却を行っています。

25. その他の収益

その他の収益の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
為替差益	13	-
その他(注)	517	593
合計	531	593

(注) その他の主な内容は、加盟店利用者からの過入金及び不明入金につき一定期間の返金手続きを経たのち、返金が見込まれなくなったものについて収益に振り替えたものです。

26. 営業費用

営業費用の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
回収手数料	6,544	6,315
請求書発行手数料	1,781	1,720
貸倒引当金繰入(注)1	937	344
貸倒損失(注)1	2,291	2,235
債権売却損(注)2	553	898
広告宣伝費	492	604
販売促進費	611	573
給料手当	1,628	1,730
賞与及び賞与引当金繰入	407	408
法定福利費	322	342
雑給	399	387
募集費	105	97
業務委託費	1,227	1,055
運用費	756	803
保守費	136	135
減価償却費、償却費及び減損損失	1,626	1,629
租税公課	466	422
その他	1,183	1,221
合計	21,472	20,929

(注) 1. 貸倒損失及び貸倒引当金繰入の詳細については、注記「3. 重要性がある会計方針(4) 金融商品」及び「31. 金融商品(3) 信用リスク管理」に記載しています。

2. NP掛け払いに係る未収入金について、社内督促及び外部委託による回収手続きを経て回収が見込まれない債権を売却しており、売却時における債権売却損が認識されています。

3. 前連結会計年度において、「賞与」、「その他」の内訳に掲記していた「賞与引当金繰入」は、性質の類似する費用科目の明瞭化の観点から、当連結会計年度より「賞与及び賞与引当金繰入」として単一科目で掲記しています。この表示の変更を反映させるために、前連結会計年度の営業費用の内訳の組替を行っています。その結果、前連結会計年度において、「賞与」189百万円、「その他」に含まれていた「賞与引当金繰入」217百万円を組み替えて掲記し「賞与及び賞与引当金繰入」を407百万円としています。

27. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	1	-
現金及び現金同等物	-	11
有価証券損益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	117
合計	1	129

金融費用の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	61	87
リース負債に係る金融費用	3	4
有価証券損益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	129	2
合計	194	93

28. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失() (百万円)	828	1,350
親会社の普通株主に帰属しない当期利益又は損失 () (百万円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利 益又は損失() (百万円)	828	1,350
期中平均普通株式数(千株)	96,917	97,429
基本的1株当たり当期利益又は損失() (円)	8.55	13.86

希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益又は損失() (百万円)	828	1,350
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期 利益又は損失() (百万円)	828	1,350
期中平均普通株式数(千株)	96,917	97,429
普通株式増加数		
新株予約権(千株)	-	920
希薄化後の加重平均普通株式数(千株)	96,917	98,350
希薄化後1株当たり当期利益又は損失() (円)	8.55	13.73

(注) 前連結会計年度において、希薄化性潜在的株式が1,282千株ありますが、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当期損失の計算から除外されています。

29. キャッシュ・フロー情報

(1) 非資金取引

重要な非資金取引の内容は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	リースによる資産の取得	26
	26	690

(2) 財務活動に係る負債の変動

前連結会計年度及び当連結会計年度において財務活動に係る負債の変動は以下の通りです。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	2023年4月1日	キャッシュ ・フロー	非資金取引		2024年3月31日
			取得	その他	
短期借入金	3,000	431	-	0	3,431
長期借入金	4,964	-	-	9	4,974
リース負債	500	391	26	0	137

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	2024年4月1日	キャッシュ ・フロー	非資金取引		2025年3月31日
			取得	その他	
短期借入金	3,431	1,351	-	15	4,766
長期借入金	4,974	-	-	10	4,984
リース負債	137	294	690	0	533

30. 株式に基づく報酬

当社は、ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を採用しています。その内容については以下の通りです。

(1) スtock・オプション制度の内容

ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して付与されています。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬です。なお、第2回から第4回発行分は役員又は従業員に対し付与するストック・オプション制度、第5回発行分は従業員を対象に信託を通じてストック・オプションを付与する信託型ストック・オプション制度です。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下の通りです。

ストック・オプションの種類	第2回	第3回	第4回	第5回
付与日	2017年1月20日	2017年6月30日	2019年2月12日	2019年2月12日
新株予約権の数(個)	510	45	67	401
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)6	普通株式 510,000株	普通株式 45,000株	普通株式 67,000株	普通株式 401,000株
新株予約権の行使時の払込金額 (円)(注)6	75	75	100	100
新株予約権の行使期間	自2019年1月20日 至2027年1月19日	自2019年6月30日 至2027年1月19日	自2021年2月12日 至2029年2月11日	自2023年2月12日 至2029年2月11日
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2, 4, 5	(注)1, 2, 4, 5	(注)2, 4, 5	(注)2, 3, 4, 5

(注)1. 上記の新株予約権は、株式会社ネットプロテクションズ(現株式会社ネットプロテクションズ)が、同社の取締役、執行役員及び従業員に対して発行した新株予約権のうち、株式会社ネットプロテクションズが株式移転により当社を設立した日(2018年7月2日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社ネットプロテクションズから当社が承継したものです。

2. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有している場合、行使することができます。
3. 新株予約権の割当日から割当日の2年後までの期間において、本新株予約権の割当日における当社普通株式の株価を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行や、金融商品取引所における普通株式の終値が当社株式を下回る価格となるときは本新株予約権を行使することができません。
4. 本新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場されている場合、当社の発行済普通株式の過半数にかかる譲渡承認請求がなされた場合、又は当社の取締役会の決議による本新株予約権の行使の承認があった場合以外の場合には、本新株予約権の行使をすることができません。
5. 新株予約権者は、以下の期間区分に対応して権利行使ができます。
新株予約権の行使が可能となったときから1年間：付与された権利の30%以下
新株予約権の行使が可能となったときから2年間：付与された権利の60%以下
それ以降：付与された権利の全部
6. 当社は2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しています。これにより、付与数及び行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しています。

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	株式数 千株	加重平均行使価格 円	株式数 千株	加重平均行使価格 円
期首未行使残高	1,907	84	1,430	85
付与	-	-	-	-
行使	438	79	376	82
失効	39	95	31	100
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,430	85	1,023	86
期末行使可能残高	1,430	85	1,023	86

- (注) 1. 期中行使されたStock・オプションの権利行使日の加重平均株価は350円です。
2. 期末時点で未行使のStock・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、75円～100円です。
3. 期末時点で未行使のStock・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ3年、2年です。
4. 2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しています。これにより、株式数及び加重平均行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しています。

(3) 期中に付与されたStock・オプションの公正価値及び仮定

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るに対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付するものです。譲渡制限付株式報酬制度は、持分決済型の株式報酬として会計処理しています。譲渡制限期間は割当てを受けた日より当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役のいずれの地位も退任する日までの期間です。

当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、その内容には一定期間は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことや、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれています。

付与日の公正価値は、観察可能な市場価格を基礎として算定しています。当連結会計年度に付与した譲渡制限付株式の内容は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
付与日	2023年7月20日	2024年7月19日
付与した株式の数(株)	23,998	23,999
付与日の公正価値(円)	322	200

(5) 株式報酬費用

連結損益計算書の「営業費用」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ9百万円、5百万円です。

31. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしています。

そのための事業の投資等に対する資金需要は自己資金を基礎とし、自己資金を超える資金需要については主に借入金により調達を行っています。当社グループは、直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し、自己資本の充実及び有効活用に努め、財務の健全性と資本コストのバランスを考慮し、適切な資本構成の維持を目指しています。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
現金及び現金同等物(百万円)	10,810	17,039
有利子負債(百万円)	8,543	10,284
ネット有利子負債(百万円)	2,267	6,754
自己資本額(百万円)	17,704	19,169
自己資本比率(%)	29.4	27.1

(注) 有利子負債：借入金及びリース負債合計

自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計

自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

なお、外部から課されている自己資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・市場リスク(金利リスク))に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。なお、当社グループはデリバティブ取引については利用していません。

(3) 信用リスク管理

信用リスクとは、加盟店、購入者及び顧客が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

現金及び現金同等物については、その取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的です。営業債権及びその他の債権、及び営業貸付金については、信用リスクに晒されています。信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主としてBNPL決済サービスに係る加盟店又は購入者、レンディングサービスの顧客に対するリスクからなります。当社グループは、与信管理規程に従い、加盟店、購入者及び顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な加盟店、購入者及び顧客の信用状況を定期的に把握する体制としています。なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

当社グループでは、信用リスク特性に基づき債権等を区分して損失評価引当金を算定しています。営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しています。営業貸付金については、期末日時点で営業貸付金に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、将来12ヵ月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定し、期末日時点で営業貸付金に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しています。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保又はその他の信用補完を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、信用リスクに関するエクスポージャーに関し、関連する担保及びその他に信用補完するものはありません。

(BNPL決済サービスの顧客取引に関わるリスク)

BNPL決済サービスにおいては、多数分散した顧客基盤を有していること及びBNPL決済サービスの取引金額に上限を設けており、顧客に対する債権についての信用リスクは限定的です。

当社グループは、各連結会計年度末において個別に重要な金融資産は回収不能な金額、個別に重要でない金融資産は、過去の実績率に将来の経済状況の予測を加味した金額により減損損失を計上するために、貸倒引当金を使用しています。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権及びその他の債権」に含まれています。

全期間の予想損失に等しい金額で測定した営業債権に対する貸倒引当金の増減は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	5,603	6,589
期中増加額	3,830	3,157
期中減少額(目的使用)	2,844	3,133
期末残高	6,589	6,613

営業債権に係る予想信用損失マトリクスは以下の通りです。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	期日経過日数				合計
	30日以下(注)	30日超	60日超	90日超	
営業債権	26,227	2,308	1,053	6,237	35,828
貸倒引当金	479	308	329	5,473	6,589
合計	25,748	2,000	724	764	29,238

(注) 期日経過日数が30日以下の項目には、期日未経過の金額が含まれています。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期日経過日数				合計
	30日以下(注)	30日超	60日超	90日超	
営業債権	30,272	1,810	1,040	6,301	39,424
貸倒引当金	542	280	323	5,467	6,613
合計	29,730	1,529	717	833	32,810

(注) 期日経過日数が30日以下の項目には、期日未経過の金額が含まれています。

(レンディングサービスの顧客取引に関わるリスク)

レンディングサービスにおいては、多数分散した顧客基盤を有していること及びレンディングサービスの取引金額上限を設けており、顧客に対する債権についての信用リスクは限定的です。

当社グループは、各連結会計年度末において個別に重要な金融資産は回収不能な金額、個別に重要でない金融資産は、過去の実績率に将来の経済状況の予測を加味した金額により減損損失を計上するために、貸倒引当金を使用しています。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業貸付金」に含まれています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、貸倒引当金の認識・測定にあたっては、金融資産に関する信用リスクの著しい増加の有無及び信用減損の有無によって金融資産をステージに分類しています。

ステージ1：信用リスクが当初認識時点から著しく増加していないもの

ステージ2：信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているもの

ステージ3：信用減損している金融資産

営業貸付金に対する貸倒引当金の増減は、以下の通りです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入・組成した 信用減損資産
期首残高	-	-	-	-
期中増加額	1	0	-	-
期中減少額（目的使用）	-	-	-	-
ステージ間の振替	-	-	-	-
期末残高	1	0	-	-

営業貸付金に係る信用リスクエクスポージャーは以下の通りです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	期日経過日数				合計
	30日以下（注）	30日超	60日超	90日超	
営業貸付金					
ステージ1の債権	176	-	-	-	176
ステージ2の債権	-	5	-	-	5
ステージ3の債権	-	-	-	-	-
貸倒引当金	1	0	-	-	1
合計	174	5	-	-	180

(注) 期日経過日数が30日以下の項目には、期日未経過の金額が含まれています。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備すると共に、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

金融負債の期日別残高は以下の通りです。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその 他の債務	32,226	32,226	32,226	-	-	-	-	-
短期借入金	3,431	3,443	3,443	-	-	-	-	-
長期借入金	4,974	5,080	32	32	5,016	-	-	-
リース負債	137	138	85	33	18	1	-	-
合計	40,769	40,887	35,786	65	5,034	1	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその 他の債務	38,940	38,940	38,940	-	-	-	-	-
短期借入金	4,766	4,789	4,789	-	-	-	-	-
長期借入金	4,984	5,093	62	5,031	-	-	-	-
リース負債	533	537	265	251	20	-	-	-
合計	49,225	49,361	44,058	5,282	20	-	-	-

報告日現在におけるコミットメントライン総額と借入実行残高は以下の通りです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン総額	7,000	7,000
借入実行残高	3,000	4,000
差引額	4,000	3,000

(5) 市場リスク(金利リスク)管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しています。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が10ベースポイント上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下の通りです。

ただし、本分析においては、その他の変動要因(残高、為替レート等)は一定であることを前提としています。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
税引前利益への影響額	90	90

なお、前連結会計年度は10ベースポイントの上昇を前提としておりましたが、国際的な金利の上昇等の理由から、当連結会計年度より100ベースポイントに変更しております。

前連結会計年度において、金利が10ベースポイント上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下の通りです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
税引前利益への影響額	9

(6) 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1: 活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3: 観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下の通りです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業貸付金、営業債務及びその他の債務、短期借入金)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(長期借入金)

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務及び1年以内返済予定の長期借入金を除く長期借入金については、同様の契約条項での市場金利を使用した将来キャッシュ・フローの現在価値を公正価値として、レベル2に分類しています。

(差入保証金)

敷金及び保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっています。

(その他の金融資産)

投資事業有限責任組合への出資は、組合財産を公正価値評価できるものには公正価値評価を行った上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業有限責任組合への出資金の公正価値とみなしています。

非上場株式については、外部の評価専門家による鑑定評価書に基づいた公正価値により算定しています。

上記以外のその他の金融資産については、短期間で決済されるもの等、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下の通りです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。前連結会計年度及び当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

帳簿価額	公正価値				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金	4,974	-	4,997	-	4,997

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

帳簿価額	公正価値				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金	4,984	-	4,963	-	4,963

評価技法とインプット

レベル2の公正価値測定に用いられる評価技法は主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは主に割引率です。

公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下の通りです。前連結会計年度及び当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

金融資産	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	-	-	115	115
投資事業有限責任組合への出資	-	-	27	27
合計	-	-	143	143

（注）レベル3に分類される金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、活発な市場における公表価格が入手できない金融商品です。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

金融資産	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	-	-	232	232
投資事業有限責任組合への出資	-	-	25	25
合計	-	-	258	258

（注）レベル3に分類される金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、活発な市場における公表価格が入手できない金融商品です。

レベル3に分類された非上場株式の評価技法及びインプットは以下の通りです。

評価技法	主な観察可能でないインプット	観察可能でないインプットの範囲
割引キャッシュ・フロー法	割引率	5.521%～7.135%

観察可能でないインプットの割引率については、割引率が上昇した場合に株式の公正価値が減少する関係にあります。

レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考えうる代替的な仮定に変更した場合の重要な公正価値の増減は見込まれていません。

評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しています。評価結果については適切な権限者が承認しています。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の増減は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	257	143
利得及び損失		
純損益	129	115
購入	15	-
その他	-	0
期末残高	143	258
報告期間末に保有している資産について純損益に 計上された当期の未実現損益の変動	129	115

上記の金融商品に関し、純損益に認識された利得及び損失は、連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれています。

(7) 金融資産と金融負債の相殺

当社グループでは、一部の金融資産及び金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有していることから、金融資産と金融負債を相殺し、連結財政状態計算書に純額で表示しています。

また、同一の取引相手先に対して認識した金融資産及び金融負債のうち、強制可能なマスターネットティング又は類似の契約対象であるが、金融資産と金融負債の相殺の要件の一部又は全部を満たさないため相殺していない重要な金融商品はありませぬ。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
認識した金融負債の総額(営業債務及びその他の債務)	33,508	40,156
連結財政状態計算書で相殺している金額(営業債権及びその他の債権)	1,282	1,215
連結財政状態計算書に表示している金額(営業債務及びその他の債務)	32,226	38,940
強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象であるが、金融資産と金融負債の相殺の要件の一部又は全部を満たさないため相殺していない金額	-	-
純額	32,226	38,940

32. 重要な子会社

重要な子会社については、「第1 企業の概況」をご参照ください。

33. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

関連当事者との取引については、重要な取引等がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引については、重要な取引等がないため、記載を省略しています。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
基本報酬及び賞与	106	120
譲渡制限付株式報酬	9	5
その他	-	1
合計	116	127

(注) 1. 当社グループにおける役員の報酬は、個人の業績及び市場動向をもとに、株主総会により上限額が決定されます。

2. 「その他」には、確定拠出年金の掛金を記載しています。

(3) 親会社等に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

34. 偶発債務

当社グループにおいて、重要な該当事項はありません。

35. 後発事象

業績条件付株式報酬制度の導入

当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年6月27日開催の第7回定時株主総会に付議し、決議されました。

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 株式の交付及び金銭支給の条件

本制度は、3事業年度以上(当該期間中に対象取締役となる者については1事業年度以上)で当社の取締役会が定めた期間(以下「業績評価期間」といいます。)における業績目標及び対象取締役の役位別の基準交付株式数を設定し、以下の条件が成就した場合に、業績評価期間終了後に、各対象取締役に対して、当社株式を交付し、一部を金銭で支給します。

業績条件

当社の取締役会があらかじめ定めた業績評価期間における業績目標を達成すること

業績目標は、当社の株式の市場価格の状況を示す指標(TSR等)を中心とし、売上高の状況を示す指標(GMV等)、利益の状況を示す指標(税引前当期純利益等)を組み合わせる等その他当社の取締役会が決定した指標とします。

勤務条件

対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあること

権利喪失事由の不存在

法令又は社内規則の違反その他の株式交付を受ける権利を喪失させることが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当していないこと

(2) 株式交付の方法及び上限

業績条件付株式報酬制度に基づく株式の発行又は処分は、対象取締役に対し、金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せず、又は、対象取締役に交付される株式数に係る払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与して対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資することにより行うものとし、これにより当社が発行又は処分する当社株式の総数は、年500,000株以内とします。

また、業績条件付株式報酬制度に基づき支給される金額の総額は、年2億円以内とします。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

(3) その他の条件

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他の当社取締役会で定める地位を喪失した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に算定する額の株式又は金銭を支給することができるものとします。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
営業収益(百万円)	11,021	23,032
税引前中間(当期)利益(百万円)	829	2,139
親会社の所有者に帰属する中間(当期)利益(百万円)	468	1,350
基本的1株当たり中間(当期)利益(円)	4.82	13.86

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	377	485
売掛金	46	146
前払費用	3	4
前渡金	1	0
未収入金	-	2
短期貸付金	1,900	1,900
その他	0	1
流動資産合計	9,430	9,640
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	2,789	2,789
長期貸付金	-	3
長期前払費用	0	-
繰延税金資産	79	43
投資その他の資産合計	7,972	7,940
固定資産合計	7,972	7,940
資産合計	17,403	17,581
負債の部		
流動負債		
未払金	121	116
未払法人税等	45	26
預り金	5	4
未払消費税等	8	5
短期借入金	100	-
賞与引当金	3	3
株主優待引当金	4	3
その他	2	1
流動負債合計	191	61
負債合計	191	61
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,134	4,213
資本剰余金		
資本準備金	7,021	78
その他資本剰余金	6,032	13,054
資本剰余金合計	13,054	13,132
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21	172
利益剰余金合計	21	172
株主資本合計	17,210	17,518
新株予約権	1	1
純資産合計	17,212	17,520
負債純資産合計	17,403	17,581

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
経営指導料	1 240	1 255
業務委託収入	1 345	1 272
営業収益合計	586	528
営業費用	1, 2 359	1, 2 379
営業利益	227	149
営業外収益		
受取利息	1 41	1 72
雑収入	1 0	-
営業外収益合計	41	72
営業外費用		
営業外支払手数料	1	1
株式報酬費用	7	-
その他	0	1
営業外費用合計	10	2
経常利益	258	219
特別利益		
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	0	-
税引前当期純利益	258	219
法人税、住民税及び事業税	42	32
法人税等調整額	40	35
法人税等合計	82	68
当期純利益	175	150

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,113	6,999	6,032	13,032	154	154	16,992	2	16,994
当期変動額									
新株の発行	21	21	-	21	-	-	42	-	42
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	-	-	0	0
新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-	-	0	0
当期純利益	-	-	-	-	175	175	175	-	175
当期変動額合計	21	21	-	21	175	175	217	0	217
当期末残高	4,134	7,021	6,032	13,054	21	21	17,210	1	17,212

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,134	7,021	6,032	13,054	21	21	17,210	1	17,212
当期変動額									
新株の発行	78	78	-	78	-	-	157	-	157
資本準備金からそ の他資本剰余金へ の振替	-	7,021	7,021	-	-	-	-	-	-
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	-	-	0	0
新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-	-	0	0
当期純利益	-	-	-	-	150	150	150	-	150
当期変動額合計	78	6,942	7,021	78	150	150	308	0	307
当期末残高	4,213	78	13,054	13,132	172	172	17,518	1	17,520

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法を採用しています。

2. 引当金の計上基準

(ア)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しています。

(イ)株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

経営指導の提供による収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しています。

業務受託報酬は、上場維持に関連する業務（会計監査や株主総会、また東京証券取引所への上場維持による認知度、信用、営業効率等を提供する業務やその他関連する業務）を提供する履行義務を負っており、前年の実際の費用額にマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しています。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	7,893	7,893

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当該関係会社株式は、連結子会社である株式会社ネットプロテクションズの株式であり、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、同社の超過収益力等を含んだ取得原価をもって貸借対照表価額としています。ただし、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行います。直近の状況において同社株式の実質価額は、取得価額に比べ低下していますが、翌年度以降の事業計画の実現可能性について検討を行った結果、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられていると判断し、貸借対照表価額の減額は行っていません。

なお、超過収益力等の減少を検討する際に利用した翌事業年度以降の事業計画における主要な仮定は、売上高算定の基礎となる取扱高の成長率です。

この事業計画における主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動などにより見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
短期金銭債権	9,047	9,148
短期金銭債務	5	9

2 保証債務

以下の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っています。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
株式会社ネットプロテクションズ(借入債務)	8,000	9,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが以下の通り含まれています。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
営業収益	586	528
営業費用	56	60
営業外収益	41	72

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度100%です。

営業費用のうち主要な費目及び金額は以下の通りです。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
役員報酬	106	120
業務委託費	51	57
支払報酬	41	41
出向負担金	25	26
租税公課	64	49

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	7,893

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	7,893

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日) 百万円	当事業年度 (2025年3月31日) 百万円
繰延税金資産		
未確定債務	0	0
賞与引当金	0	0
株式報酬費用	4	5
株主優待引当金	1	0
未払事業税	10	5
税務上の繰越欠損金	66	36
小計	84	48
評価性引当額	4	5
繰延税金資産合計	79	43

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に益金/損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.9%	0.2%
住民税均等割	0.5%	0.6%
その他	0.0%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0%	31.2%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産の金額の修正

防衛特別法人税に関する規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%から31.5%に変更しています。なお、この税率変更による影響額は軽微です。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項(重要な会計方針)における「3.収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記35.後発事象」に本件に関する内容を記載しているため、記載を省略しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	3	6	6	3
株主優待引当金	4	3	4	3

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://corp.netprotections.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第6期)(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 2024年6月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年6月28日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
(第7期中)(自2024年4月1日 至2024年9月30日) 2024年11月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2024年7月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社ネットプロテクションズホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智 啓一郎
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ネットプロテクションズホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「13. のれん及びその他の無形資産」及び「14. 非金融資産の減損」に記載されているとおり、会社は、連結財政状態計算書において、株式会社ネットプロテクションズに関するのれん11,608百万円（総資産の16%）を計上しており、のれんの減損テストで用いた重要な仮定を開示している。</p> <p>当該のれんを含む資金生成単位グループの減損テストにおいて、会社は回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、経営者により承認された5年間の事業計画を基礎とし、その後の長期成長率を資金生成単位グループが属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積もって計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定している。割引率は、加重平均資本コストに基づき一定の調整をした税引前の割引率を使用している。</p> <p>使用価値の見積りににおける重要な仮定は、5年間の事業計画における売上高算定の基礎となる取扱高の成長率及び割引率である。当該のれんは多額であり、重要な仮定に関する経営者の判断が連結財務諸表に与える影響が大きいため、当該監査法人は当該回収可能価額の測定を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、経営者によって承認された予算及び事業計画に基づいているか、その整合性を検討した。 ・事業計画の策定プロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績とを比較した。 ・使用価値の評価方法及び割引率について、当監査法人のネットワーク・ファームの評価に関する専門家を関与させ、評価方法と会計基準との整合性及び割引率の算定に使用されたインプット情報と外部情報との整合性について検討した。 ・5年間の事業計画に含まれる重要な仮定である取扱高の成長率について、経営者に質問するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りについて取扱高の成長率及び割引率の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。

貸倒引当金の計算に使用される基礎データの正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「31. 金融商品」に記載されているとおり、会社は、連結財政状態計算書において、営業債権及びその他の債権32,810百万円（総資産の46%）を計上している。当該金額は、連結財務諸表注記「9. 営業債権及びその他の債権、及び営業貸付金」に記載されているとおり、売掛金419百万円、未収入金39,004百万円、貸倒引当金 6,613百万円から構成されており、当該未収入金は、主として連結子会社である株式会社ネットプロテクションズが加盟店から譲り受けたBNPL決済サービスを利用した購入者に対する未収入金である。</p> <p>株式会社ネットプロテクションズが提供するBNPL決済サービスにおける取引データは、日々の膨大な取引情報が加盟店のシステムから株式会社ネットプロテクションズの業務処理システムに連携され蓄積されている。購入者に対する個々の債権金額は少額である一方で、貸倒引当金の算定に利用される経過月別の未収入金残高及び過去の貸倒実績に関する情報については、一定の条件設定の上で業務処理システムに蓄積された取引データより集計しているため、当該データ集計については業務処理システムへの依存度が非常に高い。</p> <p>当該貸倒引当金は多額であり、その算定については業務処理システムへの依存度が高く、取引データが蓄積されている業務処理システムに関するITの全般的な内部統制やITにより自動化された内部統制の評価、またITを利用して生成された資料の正確性についてはITに関する専門的な知識及び経験が必要であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は連結子会社である株式会社ネットプロテクションズで計上されている貸倒引当金の評価を検討するに当たり、当監査法人のネットワーク・ファームのITに関する専門家を関与させ、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金の算定に利用するデータ集計の対象となる業務処理システムに係るIT全般統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・加盟店のシステムから業務処理システムに連携され蓄積されている取引データについて、業務処理システムにおける一連のデータフロー、処理プロセスを理解し、ITにより自動化された内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・貸倒引当金の計算に使用される経過月別の未収入金残高及び過去の貸倒実績について、業務処理システムに蓄積されている取引データに基づき再計算を行った。 ・貸倒引当金の算定に利用される経過月別の未収入金残高について、過去実績と比較して重要な変動の有無について検討した。 ・貸倒引当金の計算資料について再計算を行うとともに、過年度における貸倒引当金の計上額について、実際の貸倒発生額と比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ネットプロテクションズホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社ネットプロテクションズホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智 啓一郎
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ネットプロテクションズ株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は純粋持株会社であり、貸借対照表において、関係会社株式7,893百万円（総資産の45%）を計上しており、当該関係会社株式は連結子会社である株式会社ネットプロテクションズ株式により構成されている。</p> <p>連結財務諸表注記「1. 報告企業」に記載されており、会社グループは、株式会社AP53（現在の株式会社ネットプロテクションズ）が、2016年7月に旧株式会社ネットプロテクションズ株式を取得して子会社としたのち、2018年5月に旧株式会社ネットプロテクションズを吸収合併し、その後、2018年7月に現株式会社ネットプロテクションズは株式会社NPホールディングスを設立、持株会社体制へ移行し、2018年10月に商号を株式会社ネットプロテクションズホールディングスに変更し、現在に至っている。</p> <p>この結果、当該企業再編に伴い発生したのれんは、株式会社ネットプロテクションズの個別財務諸表においてのれんとして計上されており、会社は、当該関係会社株式の評価に際し、当該のれんを含めた同社の実質価額について著しい下落の有無を判定している。</p> <p>関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比して著しく低下した場合には、翌年度以降の事業計画の実現可能性について検討を行い、当該実質価額が帳簿価額まで回復可能性があるとして十分な証拠によって裏付けられている場合を除いて、減損処理が必要となる。</p> <p>当該関係会社株式は多額であり、のれんを含む実質価額の回復可能性の検討に際しては、経営者の判断が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質価額が、株式会社ネットプロテクションズの財務諸表における純資産額を基礎としてのれん取得時の超過収益力を加味して算定されていることを再計算により検証した。 ・実質価額の著しい下落の有無を検討するために、関係会社株式の帳簿価額と実質価額とを比較した。 ・会社が、関係会社株式ののれんを含む実質価額が著しく低下したときに、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられていると判断している場合の回復可能性の検討に関しては、以下の手続を実施した。 <p>検討に使用された事業計画について、経営者によって承認された予算及び事業計画に基づいているか、その整合性を検討した。</p> <p>事業計画の策定プロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績とを比較した。</p> <p>事業計画に含まれる重要な仮定である取扱高の成長率について、経営者に質問するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、過去実績からの趨勢分析を実施した。</p> <p>事業計画における取扱高の成長率の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。